

宜 議 第 2 1 0 号
令和 5 年 8 月 31 日

議長
呉屋 等 殿

福祉教育常任委員会
委員長 伊佐 文貴

委員会審査結果について（報告）

第 4 4 8 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和 4 年 1 2 月 9 日	令和 4 年 1 2 月 9 日	請願第 1 号、議案第 8 8 号、議案第 7 3 号、 議案第 7 5 号
令和 4 年 1 2 月 1 2 日	令和 4 年 1 2 月 1 2 日	陳情第 8 号、議案第 7 9 号、議案第 7 4 号、 議案第 8 2 号、議案第 7 3 号、議案第 7 5 号、 議案第 8 8 号、請願第 1 号、陳情第 1 号、 陳情第 5 号、陳情第 7 号
会議日数 2 日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託日 月 日	議決日 月 日	結果
議案第73号	令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （全会一致）
議案第74号	令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第3号）	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （全会一致）
議案第75号	令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （全会一致）
議案第79号	宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （賛成多数）
議案第82号	宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （全会一致）
議案第88号	宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	令和4年 12月8日	令和4年 12月12日	原案可決 （賛成多数）
請願第1号	沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第1号	学校における子供の健全な育成を求める陳情	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第5号	母子生活支援施設設置について	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第7号	令和5年度福祉施策及び予算の充実にについて	令和4年 10月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情第8号	带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情	令和4年 12月8日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年12月9日（金）1日目

午前10時00分 開会

午後 4時04分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐 文貴
委員	棚原 明
委員	座間味 万佳
委員	伊佐 哲雄

副委員長	屋良 千枝美
委員	松田 朝仁
委員	山城 康弘
委員	岸本 一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（11名）

健康推進部長	伊佐 真
国民健康保険課長	香月 直子
国民健康保険課 保険税担当主査	安次富 弘明
国民健康保険課 後期高齢者医療係長	松川 奈津子
健康増進課 健康指導係長	下地 こずえ
学校給食センター 所長	佐久原 昇

介護長寿課 介護長寿担当主幹	志良堂 孝
国民健康保険課 保険税係長	川満 勤子
国民健康保険課 給付係長	名 幸 仁
健康増進課 課長	玉城 悟
指導部 次長	松本 勝利

○参考人（1名）

参考人	照屋 正史
-----	-------

○議会事務局職員出席者

主 事	伊佐直樹
-----	------

○審査順序

請願第 1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

議案第88号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第73号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第448回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和4年12月9日（金）第1日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願

○伊佐文貴 委員長 これより議事に入ります。

参考人の出席要請についてお諮りいたします。請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定しました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時02分）

○伊佐文貴 委員長 請願第1号 沖縄県に早急なPFAS血中濃度検査等を求める請願を議題といたします。

本件の参考人として、照屋正史氏に御出席いただいております。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、議員から質疑に答えていただくようお願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

○伊佐文貴 委員長 照屋正史参考人。

○照屋正史 参考人 座ってよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 はい、どうぞ。

○照屋正史 参考人 私、宜野湾ちゅら水会の照屋と申します。よろしくお願いたします。

本日、請願について発言できる場をいただきまして、委員長はじめ委員の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、今回の請願内容については、既に提出しております資料のとおりでございますけれども、私から補

足説明をさせていただきます。まず、今回の請願の目的は、普天間第二小学校の土壤がPFOSに汚染されている事実が明らかとなったことから、PFOS土壤汚染による子供たちの健康への影響を把握するために、PFOS血中濃度検査及び健康調査を早急に実施し、対策を検討する必要があると考えておりますので、その点について市議会の皆様に御判断いただきたいということでございます。

まず、簡単に我々ちゅら水会が土壤調査をした経緯なのでございますけれども、1年前、12月にこういった新聞報道がなされました。普天間第二小学校近くに米軍の基地内から汚染水が流れていたのではないかとということで報道されました。我々それを受けまして、ちゅら水会としては、早急にその汚染の可能性について土壤調査等をやっていただきたいということで、宜野湾市の教育委員会でありますとか、市、それと沖縄県などに要請をしましてまいりましたけれども、やはり基準値がないですとか、法律上定めがないということでなかなか調査をしていただけませんでしたので、我々ちゅら水会独自でこういった土壤調査を行いました。

場所については、普天間第二小学校のグラウンドのほう、特にグラウンドのほうに汚染の原因と見られます。泡消火剤の訓練施設から240メートルしか離れてございませぬので、そのグラウンドのほうの3か所について土壤調査を行いました。

これが上空写真でございまして、皆さんの立会いを受けて、調査会社のほうに依頼いたしまして、土壤をスコップで表面の5センチ程度をすくって、この土を採取して、それを分析していただきました。その結果、大きく報道されましたけれども、アメリカの基準値でいうところの29倍という数値が出ました。当初から汚染があるのではないかと我々は思っていたのですけれども、こういった数字が出ますとやはり衝撃的な数字でございました。

そういった御承知のとおり、我々としては土壤調査をしたわけでございますけれども、その後、こういった資料を配付しているかと思っておりますけれども、これは我々とは別なのですけれども、PFOSに関する県民連絡会というところで全県的に血中濃度の調査を行いました。その結果なのですが、血中濃度の基準としては、国内にはないのですけれども、参考としてドイツの健康に影響のある数値というのが20ナノグラムという数字がございまして、それに比較いたしますと、具体的に宜野湾市の喜友名でこのPFOSの値、これ20に対して最大値が41.6という数字が出ているのです。各地、金武町ですとか北谷町ですとかも高いのですが、宜野湾市の喜友名がかなり高い数字が出ていることが明らかになりました。

そういったことから、この普天間第二小学校については、土壤調査は行ったのですけれども、実際に血中濃度を測ってみないと、この状況というのは明らかにならないのではないかと感じておまして、なぜこの血中濃度を測る必要があるかというところでございまして、この泡消火剤の施設というのは、新聞報道でもありましたけれども、数十年前から使用していたということが報道されております。ということになりますと、現在の汚染状況よりも過去、既にもう汚染されていたのではないかとということが考えられます。そういったことで、ぜひこの血中濃度を検査してみないと、当時の状況というのはなかなか分からないということで、土壤調査だけではなくて血中濃度を検査していただきたいというふうと考えております。特にこの普天間第二小学校は、喜友名区が校区にもなっておりますので、早急な、住民の不安も日増しに高まっておりますので、早急に対応をしていただきたいと考えております。

宜野湾市議会においては、先日、PFOSの土壤基準を定めるように国に求める意見書を全会一致で可決していただきまして、それを受けて宜野湾市長が関係機関への要請を実施したことから、新聞報道にもありますとおり、環境省、国や県が調査に向けて具体的に動き始めていることについては、市議会の対応に改め

て感謝申し上げます。

しかし、先ほど申しましたように普天間飛行場内の消火訓練でPFOSを含む消火剤が数十年も使用されていたことが明らかになったことから、現在の普天間第二小学校の汚染状況だけではなく、卒業生を含め子供たちのPFOS汚染による影響を把握するためには、普天間第二小学校関係者の血中濃度調査がぜひ必要ではないかと考えております。

また、このPFOS血中濃度検査の分析を行いました京都大学の原田先生は、新聞報道によりますと、コメントで、PFOSが規制され、普天間飛行場から汚染水が流入していない現在でも、基準値が29倍となっていることを考えると、過去にはさらに高かったと思われ、土壌にいまに残っている可能性が大きいといった見解を述べられております。さらに、PFOSの影響が大きいとされる18歳未満の子供の検査の必要性も指摘しております。よって、我々ちゅら水会といたしましては、請願書にも記述したとおり、普天間第二小学校の在校生並びに卒業生を含めた関係者のPFOS血中濃度検査を早急に実施し、健康調査、汚染源の特定、汚染除去等の対応策を早急に講じる必要があると考えております。

以上の点を踏まえまして、委員の皆様で御議論いただき、御判断いただきまして、請願書の要望事項について御配慮いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 それでは、請願第1号に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 照屋さんのほうにちょっとお聞きするのですが、この宜野湾ちゅら水会というのが全然私分からないものですから、真志喜のほうにあるということなので、代表はどなた、いろんな名前が出てくるものですか……

○照屋正史 参考人 共同代表、今日こちらにお二人、仲松さんと町田さん、共同代表になっています。

○棚原明 委員 町田さんが……お二人代表。

○照屋正史 参考人 共同代表です。

○伊佐文貴 委員長 照屋さん、発言するときは私が……

○照屋正史 参考人 すみません。申し訳ない。

○棚原明 委員 では、私が聞きたいのは、代表の名前と、このちゅら水会がどういう活動をこれまでされて、今回のこの第二小学校の件で請願に至るまでというのを少し聞きたくて、その辺ちょっとお伺いできたらと思っています。お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 ちゅら水会の共同代表として、町田直美、仲松典子、2人の共同代表がおりまして、PFOSについては、2016年に企業局がPFOSに水道水が汚染されているということで、水道水の問題で取り組んでまいりました。その中で、2年前ですか、泡消火剤が普天間から漏れ出した事故、それと先ほど説明した、昨年12月に、普天間第二小学校にPFOSの汚染水が流れ込んでいるのではないかとという報道を受けて、やっぱり調査をしたいということで、いろいろ請願活動を行いました。請願活動を行いましたけれども、なかなか行政のほうで調査はしていただけなかったということで、我々独自で調査をした次第でございます。以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明 委員。

○棚原明 委員 ありがとうございます。また、ほかの方たちの意見聞いて、また次に質疑したいと思います。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 PFAS、PFOSについて、健康に影響があるというふうに報道されているのですけれども、こういったような影響があるのというところも御説明いただいてよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 新聞報道でもございますけれども、PFOSの影響については、アメリカとかヨーロッパでもかなり研究が進んでおりまして、心疾患やがんであるとか、特に子供たちへの影響、妊産婦の方への影響、そういったことで、例えば具体的に言いますと、沖縄県ですと、低体重の子供たちが多いというのも影響があるのではないかとされておりまして、今後、研究が必要だと思っておりますけれども、いろんなリスクがあるということで新聞にも報道されているとおり、健康への影響を今後、国としてもちゃんと調査していかないといけないと考えております。以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 リスクについて、日本ではまだ調べが進んでいない状況ですけれども、例えば海外、アメリカではこういった感じで、影響が出ていると思われるという中で、調査ってどのような形で進んでいるのか。こういったものが大きく影響しているのかというような具体例とかってありますか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 詳細には私もちょっと、今申し上げる資料がないのですけれども、アメリカのほうですと、かなりいろんな研究機関で研究されておりまして、米国アカデミーでしょうか、ちょっと記憶があれなのですけれども、そういった研究機関で発表したことによると、やっぱりPFOSの影響がいろいろあるということで、がんですとか脳への影響とかそういったもので、このアメリカでの基準値を超える方々については、バックアップの体制とかは、そういったことも今進んでいるというふうに聞いております。これは、ヨーロッパでもそういった研究機関で独自の対応策とか、そういったことが進んでいると聞いております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 日本でまだ進んでいないということなのですから、海外でのこのPFOSに対しての動きというのは、こういった感じで今動いているのですか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 特にアメリカが、新聞でも報道されましたけれども、PFOSに関して、これまでの基準を3,000倍厳しくしたということで、今年の6月ですか、アメリカの環境基準庁というところが3,000倍厳しくした数値を発表しまして、法律を整備されるというふうに聞いておりまして、そういった基準が厳しくなったということで、いろんな規制であるとか、そういった研究であるとか予算をかなり、10兆円でしたか、そういった予算をつけて調査、バックアップ体制などは、それと浄化も含めて進んでいるというふうに聞いております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 例えば県内でも血中濃度で宜野湾市以外の市町村も検査が入っているのですけれども、沖縄県内でのPFOSの活動、各地域でいろんな活動があるのかどうかということも教えていただいてよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 PFOSの活動については、宜野湾市ですと、宜野湾ちゅら水会、それと金武町もそういった市民の会、そして沖縄市でも先日、市民の会を立ち上げております。そういったことで、各地域にPFOSに関する市民レベルの活動は、徐々に広がってきているというふうに考えております。

全県的については、この血中濃度検査をした市民連絡会というのが、全県的な取りまとめも行って、活動をしてございます。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 今、請願書を読むと、普天間第二小学校から、2004年以前にも校内へのPFOS汚染、流入、18年間の長期にわたっての土壌汚染がされている。何十年続けて汚染されていた事実ってありますけれども、その血中濃度検査をするのに、卒業生を含めるとということが下の部分にもあるのですけれども、ちょっと調べると、環境省からの値だったのがPFOSに関しては、血中濃度ですよ。半減期はどの辺でなくなると、そしてPFOAについては半減期が8年と、遡って卒業生まで調べても、その数値というのが安全値というのはまだまだ明確になっていまして、水に関しては健康に影響が生じないレベルとしては暫定値が出ていますよね、50ナノグラムと。ですが、PFOSの血中濃度と健康影響との関係とかに評価をするための科学的知見は国際的にもまだ不十分で結果出ていないと思うのです。しかし、今新聞等々で我々もこれを見ても、真剣に研究していかないと、この住民の不安解消につながらないと思うのです。ですので、時期尚早で、もう少し研究を重ねて、国際的な知見とか、そういったものを、市長もこの件に関しては重要案件として国のほうにも上がっていますので、こういう知見を回答をいただいて、さらに今のところは住民の不安を解消しつつも重要案件であるので、そういった形で進めていただければいいなと思っはいるのです。大変騒がれています。子供たちは特におびえていると思うのですね、親御さんたちも。ですので、国際的な知見とか、そういったものの答えが明確に出てくるのを待っていますので、我々も重要案件と捉えて、この知見を聞きながら取り組んでいければなと思っています。

先ほどの数字も環境省から聞いていますので、遡って卒業生まで血中濃度検査を早急にするというのは、どうなのかなという疑問を持っていることを伝えたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 確かに半減期等があって、PFOSについては少なくなる可能性はありますけれども、ただ先日、この血中濃度検査が出ましたけれども、宜野湾市の中でも長田区と喜友名区で、要は同じ水道水を飲んでいても、喜友名区と長田区では比較すると、やはり喜友名区が高くなっております。恐らく喜友名区はチェーンガーの地下水の影響とか、例えば土壌が汚染されて食物からの汚染とか、かなりいろんなファクターがあると思っはいて、そういった意味で、先ほど申しましたように、普天間第二小学校の卒業生を調べるとというのは、そういった学校だけでもなくて、水道水とか、先ほど申しましたように、校区が喜友名区の方も多々いらっしゃいますので、そういった方をやっぱり調べてみて比較することによって、原因とかというのが見えてくるのではないかとということでございまして、確かにいろんな知見がまだ固まっていないのですけれども、少なくとも今現在、普天間第二小学校が汚染されているというのは事実だと思います。ですから、そういった知見を待つ、1年になるのか2年になるのか分からないのですけれども、やはり並行してできることはやっていくというか、ですから我々として市民のできる範囲で土壌調査をしたのですけれども、やはり行政にも取り組んでいただきたい。国の基準を待つ、かなり長いスパンになると思っはいます。ですから、やはり今現在の子供たちの不安、特に保護者の方の不安を解消するのは当然でございまして、です

けれども、調べてみないと、土壌についても当初は教育長も市長も調査は要らないと、汚染は考えられないと言っていたのですけれども、やはり調べてみると出てきた。今回の血中濃度についても、いろんなファクターがあって、どういう原因かというのをやはり調べてみないと分からないので、ぜひ行政として取り組んで、当然そういったデータを基にいろんな基準も決めていくべきではないかと思っておりますので、待つというよりも、我々是可以ることを我々としてもやっていきたいし、行政のほうもやっていただきたいというふうに希望しております。そういった意味でのお願いでございますので、そういった判断も含めてこの委員会のほうで判断していただければなと思っております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この血中濃度の検査について、県外からもPFOSが出ているということで、県外の自治体でも血中濃度検査をやるというような報道を聞いた記憶があるのですけれども、こちらについてちょっと説明してもらっても、お願いできますか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 私が承知している県外といいますか、東京都の横田基地周辺の自治体が独自に、沖縄県と同様、住民の血中濃度検査を今しているというふうに聞いております。それと、もう一か所は、大阪府の摂津市というところで、これはダイキン工業という企業がPFOSを作って、それを流出させたということで、周辺住民の血中濃度検査、これは京都大学の研究機関が独自にやっております。そういった中でも、やはり高い数字が出ておりますので、この横田基地は、沖縄県の住民がやったということをきっかけに、皆さん再度、そういった活動で住民が独自に血中濃度検査をしているということになっておりますので、各地域でそういった数字が、データが出てくれば、いろんな検証なり、基準値の策定なり、そういった可能性も、沖縄県だけではなくて全国的にデータが集まっていくことによって進んでいくのではないかなというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 質疑させていただきたいと思います。日頃のこういう宜野湾ちゅら水会の活動には、私もすごく敬意を払っているつもりであります。このような市民団体でそういう活動ができる。そしてまた、そういう検査に走らせてしまっているという行政のスピードの遅さに私たち反省しないといけないなという点も感じておりますが、こういう中で血中濃度の調査の中で、県民連絡会が調査をされております。この宜野湾市の農業に影響が出ている。私は、実家が金武町なものですから、本当に他人事ではないなという感じがいたしました。まさか自分の住んでいた金武町までがこういう汚染されている。本当大変ショックを受けました。

それで、このちゅら水会と県民連絡会は互いに連携を取りながら勉強会などを行っていると思いますが、そういう形の勉強会や、共に市民のために活動しますという気持ちでそういう活動をなさっているのかというのをお聞きしたいのですが。連絡会とちゅら水会との関連です。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 連絡会は全県的な流れで活動しておりますけれども、その中にはちゅら水会であるとか、金武町の市民の会であるとか、いろんな地域の会員の方々が参加して会議をしたり、情報共有をしたりということをやっております。勉強会につきましてはやっぱり連絡会の勉強会であったり、そういった市民の会で独自にやったりという形で、一体というよりも、イベント的には今月の18日にもこの血中濃度の検査

結果について宜野湾市民会館でやりますけれども、そういった主催としては連絡会がやって、当然、サポートとしてちゅら水会も参加して、そういった中で連携し合っているというような活動の仕方でございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 本当に私は、この普天間第二小学校のほうにも以前勤務をしていたという経緯がありますが、普天間第二小学校の子供たちのことをよく知っているだけに、大変これもショックでした。汚染されているというのは、そういう流出事故などがありましたので、やはり基地がそばにあるというこの危険性が宜野湾市はあるなというのは、皆さんの活動ですごく感じることができましたが、この汚染されている状況が分かったと、PFOSが検出されたということ、結果が出たということで、皆さんはどういう気持ちでおられたでしょうか。子供たちに害があるということですが、そういう面でもやはりそういう請願書を出されておりますが、子供たちの健康を害するということが一番心配ということですが、皆さんの団体の気持ちとか、そういう目的、目標というものはどういったものでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 私たち、市民でやった土壌調査については、もちろん素人でございますので、本当に必要最小限の、先ほど申しましたように表面の土を採取して、専門の方に分析していただいた結果でございます。ただし、我々3か所しかやっておりますので、やっぱり行政として詳細な調査、もっと箇所を増やすとか、もう少し深く掘るとか、そういった本格的な専門家の方の意見を聞いて、本格的な調査をしていただきたいというのがまず我々の気持ちでございます。

それを受けて、その数値が出た段階で、先ほども申しましたように、血中濃度検査もやり、そういったいろんな状況を把握した上でないと、どんな影響があるかというのが分からない。しかも、世界的にも今まだ進行中であります。ただ、今現在、この日本の行政の対応が、先ほども申し上げましたが、遅いと思っています。ですから、できることを並行してやっていって、結果的にいい方向に進んでいっていただきたいなど、ですから不安しか今ないものですから、不安を解消するためにやっぱり把握して、それをどうするかという対応するということが一番重要かと思っていますので、我々単に本当に、素人がもう必要最小限の調査しか行っていませんので、ぜひまずは、土壌等調査については県議会でも知事がもう全県的にもやると、普天間第二小学校についても今調整中というふうに教育委員会のほうでも聞いておりますので、しかも年内ということをおっしゃるので、年内には普天間の土壌調査が行われるのではないかと考えているところです。

そういった結果も踏まえた上で、しかも土壌調査しても現在しか分からないので、やっぱりこれまでの蓄積とか影響とかというのは、やはり血中濃度をちゃんと調べて、研究も含めて並行してやっていかないと、基準ができてからということになると、今の在校生がもう全部卒業してしまう状況になってしまうのでは、そうすると将来の子供たちにまた影響が出るのではないかみたいなことは非常に不安になっております。ぜひ行政として本格的にやっていただけないかなというのが、我々の気持ちでございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。私たち議会でもこういう形で行政にしっかりと調査もやっていきたいと思っております。やはり基地を抱えている宜野湾市ですので、本当に宜野湾市の地下水というものがどれだけ汚染されているかというのが、まだ私たち見当がつかないので、皆さんのその活動というものを本当にしっかりと受け止めながら、そういう市の動きをしっかりと動けるような形を取っていきたいと思っておりますので、本当に皆さんの活動には敬意を表しておりますので、御苦労さまでございました。

さらにまた、皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。本日いただいたこの資料からちょっとお聞きをしたいと思います。これ血液中濃度というふうに読んでいいですか。

(「血中濃度」という者あり)

○伊佐哲雄 委員 血中濃度、間に分からない、読めない字があるものですから。その右側のナノグラム・パー・ミリリットルということでありますけれども、これまで私たちはナノグラム・パー・リットルというところでいろいろ質疑をしてきたような気がする。ナノグラム・パー・ミリリットル単位というのを御存じの範囲で御説明をお願いしたいです。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 ナノグラム・パー・リットルというのは、水質の場合の基準で、今の暫定目標で50ナノグラム・パー・リットル、水ですから単位としてリットルになっています。血中濃度につきましては、少ないですから、基準の単位がミリリットル、要は物すごく少ないですね、ミリリットル。水質の場合が50ナノグラム・パー・リットル、そういう違いがあります。土壌ですと、ナノグラム・パー・キログラムというふうに、それぞれの基準によって単位が変わっております。

○伊佐文貴 委員長 伊波哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要は、イメージとしては、100リットルの液体があったという場合に、1あるいは10でもいいのですけれども、このナノグラム・パー・ミリリットルの単位というのは、例えば100リッターの水があったとしますと、これにどのくらいの量の物質が入るとその値になるのかというのは、イメージとして我々ができるなら、例えば100リットルに対して何ミリリットルなのかというようなこと。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 私もいろんな勉強会とかでお聞きした範囲内なのですが、表現的には、例えば25メートルプールいっぱい目薬1滴ポタッと落としたぐらいがもうナノグラムだというぐらいの、本当に僅かな数字で、そういった僅かな量でも害があるというふうに言われているので、もう猛毒と言っていいだろうというふうに専門の方もおっしゃっておりました。そういったイメージです。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。今、長田区と喜友名区で喜友名区のほうが数値も大きいというところが、私も理解できるのですけれども、例えば喜友名区で50名の方に参加をいただいて、例えばPFOSですと平均値が11、最大値が41.6ということで、値が高いなというような感じがするわけですが、平均値は11ということは、ばらつきがあったということ、それは当然だと思うのですけれども、その喜友名区で41.6を記録した方、お一人だと思っておりますけれども、あるいはそれに近い人たちが、要は分布図みたいなことを考えると、高いほうに何名か集中していたのか、それで例えば限りなくゼロに近い方々が多く、平均値がたまたま11に収まったのか、そういうところはどうか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 これも連絡会のほうの資料等を見ますと、この喜友名区の41.6という数字が、今回の調査で一番高い数字になっています。これは新聞報道にも出たのですけれども、本人も、なぜこれだけ高いのか分からないというようなコメントがあって、もう年齢的には70代の方なので、この分析の結果からいうと、

やはり高齢者の方が高くて、若い人は比較的低い、恐らく蓄積していく年月が長ければ長いほど高くなる傾向にあるというふうに、京都大学の先生もおっしゃっておりました。ですから、ある程度、今回はまだ、地区で50名程度なので、50名測った段階では、何割かの方はこういった基準、先ほど言ったようにドイツの基準20ですから、20以上の方が何名かはいらっしゃる、それ以下の方もばらつきがあって、比較的若い方は低くて、高齢者の方は高いというような、今回、全県的に400名近くですか、やった段階ですので、やはりそういったデータを蓄積して行って、もう少し明確になってくるのではないかなと思いますが、明らかにこういったデータは、間違いなくその地域で汚染が進んでいるとか、高齢者の方に蓄積しているとかということは言えると思いますけれども、これは今後、研究の課題になってくると思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 要は、普天間第二小学校の汚染と、そして、高い値を示した方の年齢層で見ますと、必ずしもリンクをしていないというようなことで考えてよろしいでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 それも、先ほども申しましたように、PFOSというのは、妊婦の方がもし摂取して子供に影響が出て、もしかしたら子供にそのまま血液を通じて行っている可能性もあるので、あながち高齢者だけの問題ではなくて、先ほども申しましたように、18歳未満は調査していないものですから、この18歳未満の状況もやはり調べてみないことには何とも言えないと思います。まるっきり関係ないのではなくて、やっぱり先ほど普天間第二小学校が50年以上たっていますので、60代の方がもし、その当時暴露して、そういった方が親になり、その子供さんであるとかお孫さんに影響している可能性もあると思いますので、やっぱり調べてみないと分からない。ですから、やっぱりまずは調査してみないとということを考えておりますけれども。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 基準値がまだ国内では定められていないという中で、仮に調査を、血中濃度の血液検査をして、その中で例えば、比較的若い方が高い数値を示したとした場合、先ほど不安解消というようなことをおっしゃっていましたが、高いとか低いとかというそれぞれの中で、一般的には低いよというふうなことを言われたとしても、自分は高いというような。それはしかし、例えば早期発見、早期治療というのは医学の中では常識的だと思うのです。この値が出たとした場合に、病院にかかって治療できるもの、完治するものなのかどうかということ、まだ全然多分分かっていないと思うのですけれども、そういった後の、結果が出た後、仮に数値が高い、不安を感じる。不安を感じながら毎日生活していかなければいけない。だけれども、病院に行って、それを治療していただけるすべもないとした場合に、どうなるのかなということがちょっと私心配なのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 これもやっぱりどっちが先かという話になると思うのですけれども、やっぱり調べてみないと分からないという点と、それとそういった不安については、今でも不安があります。確かに調査した後の不安も可能性があります。アメリカですと、今、そういった研究が進んでいるのと、バックアップ体制、この医者に、そういったリスクのある方は、そういったバックアップ体制で相談できるとか、そういった環境が整いつつあるのです。ですから、やはり今、日本は行政的に遅れていますので、調査をすることと、バックアップ体制も含めて並行してやっていかないと、では調査をして、基準ができるまでに数年かかります

した。それから、バックアップ体制を整えるに数年かかりましたということになると、もうかなり先の話になってしまうということで、私としてはやはりそれぞれやったりやってもやらなくてもリスク、不安はあると思いますけれども、まず調べて把握して、その上でどう対応していくかで、検査を受ける方も、今回の血中濃度検査もそうですけれども、当然任意、希望者だけにしておりますし、それぞれのお考えもあると思うので、強制ではなかったのですけれども、そういったことでやはり前に進めるためには、何らかの調査をしていかないと基準も決まらない、基準も決まらないと対応が決まらない、対応が決まらなかったら医学的なあれも対応もできないとか、本当に課題は山積みだと思っていますので、我々としては市民のグループとしては、まずはその取っかかりとして今回土壌調査をして、次のステップとしては血中濃度で把握していく必要があるのではないかというお願いでございますので、その辺も非常に難しい判断だと思いますけれども、委員の皆様で議論をしていただいて、それをどうするかというのはやはり、進めるためにどうするかということですね。進めなければ不安がずっと続くということになると思いますので、今、県も国も土壌調査等についてをやると言っていますけれども、血中濃度検査についてはまだコメントしていません。ですから、そこも含めてやっていかないと、決まるまでという時間、もういつになるか分からないので、やはり一つのきっかけとして、やはり我々としてはやっていただきたいなというふうに感じております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 土壌の検査、そして血液検査というのは、私は別のものだ。土壌の検査をして異常値が出たとした場合には、土壌を入れ替えればいい。それから、血液中の濃度、異常値が出たとした場合に、この血液を洗って元に戻せばきれいになるというふうなものではないのであれば、検査をして結果が出ただけ、不安が払拭するのか、不安が増幅してしまうというような可能性も、要は治療ができないということであれば、それは不安がますます増大していくというようなことになりかねないというようなことも考えた場合に、この医学的な体制というのか、治療をするという方法がない中で、検査をして、先ほども申し上げましたけれども、特に若い人からドイツの基準値からすると異常値が出たといった場合に、どうするのだろう、それを考えた場合、これなかなか決心がつかないのではないかな。

○伊佐文貴 委員長 照屋参考人。

○照屋正史 参考人 おっしゃるとおり血中濃度に関しては、非常にいろんなリスクがありますので、今回この血中濃度調査をした京都大学の先生が12月18日に宜野湾市民会館で、この結果を踏まえて意見交換をやることになっております。当然、その中ではそういった不安もあると思います。私が考えるのは、やはり数値が出た上で、例えば具体的にある程度の数値であれば、それを下げるためにはどうするかとか、浄水器をつけるとかいろいろ具体的な話はあると思うのですけれども、それともし病的に何か因果関係がありそうなものがあれば、それが原因なのかということは今後調査する必要があるとか、いろんなファクターがあって、今の段階で私もあれなのですけれども、ただ不安を抱えたまま、ずっと待つというのも私としては、と思っ
ていまして、非常に判断難しいと思うのです。難しいけれども、こういった専門の方の意見も聞きながら進めていくのが一番ベターかなと、一方的に、強制的に血液検査をやれと言っているわけではございません。いろんな判断が必要だと思うし、そういった専門家の意見も聞きながら、ただ待っていては進まないと思いますので、やはり県も国に対してそういった医療体制も含めてやっていただきたいという要望をするためにも、やはりデータは必要ではないかなと思っ
ていまして、しかも水と土壌をやるというのは、環境が原因なのか、何が原因なのか、米軍基地からの泡消火剤が原因なのかとか、やはり突き詰めていかないと、原

因があって対応策もある。ただ、土壌を入れ替えればよいという方法も一つあるのですけれども、表面をコンクリートで覆うとか、それとか浄化の技術もいろいろヨーロッパなんかでも実績はあるのです。分解するとか、そういった技術はあるので、それをやるためにもやっぱり行政が動いていただいて、その分野分野で、浄化な分野、そして調査の分野、そして医療体制の分野、並行してやっていかないと非常に時間的に先送りになってしまうのではないかという危惧があって、今回、市民として一つの請願という形で出させていた。その辺も含めて御議論いただければと思っています。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

○伊佐文貴 委員長 審査中の請願第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

【議題】

議案第88号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第88号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 母校の人も多くおられると思いますが、また数々の思い出も皆さんあると思いますので、質疑したくない部分が出てくると思うのですけれども、これ私飲食店やっていたのですけれども、その平成21年頃からですね、大変基準が厳しくなっているのは御存じだと思うのですけれども、HACCPの基準が設けられて、ちょっと調べたら、15ページぐらいにわたるのですけれども、その第1から第6までの項目の基準が相当厳しいのです。我々新人なのですけれども、議員の先輩方からいただいたこの写真は昨年配られたものですか。この写真がついている、施設。見させてもらっているのですけれども、この基準に全然当てはまっていない課題がいっぱいあると思うのです。

それで、当初この基準を満たすために、広大な土地を探しながら、相当大きな投資をしてから、この基準を満たす施設を造って、苦勞しているところもいっぱい出てきたものですから、それだけの基準を満たすた

めに、この施設も相当な時間と広さと設備が出てくると思うのです。もし、それを残したいのであれば、このデメリットが多くなると思うので、その辺懸念する材料なのです。

向こうに移すことによってメリットがあるのであれば、とても賛成なのですが、そこに今ある場所で建て替えとかする考えを優先したいというのであれば、その辺をお聞きしたいなと思っているのです。反対者の意見とかがどういったものが出てきているのかというのを確認したいのですが、その2点ぐらいです。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 松田委員の御質疑にお答えいたします。本会議の資料要求、我如古盛英議員の本会議資料の要求がございましたので、これに基づいて、保護者説明会で受けた質疑内容の回答についてというところで、資料番号の6番でお配りしてございます。

松田委員の御質疑は、4月28日に行われました保護者説明会において、どういった内容の質疑等があったかというところの御確認かと思っておりますけれども、当日約20名の参加がございまして、その中でページをめくっていただいて3枚目、よろしいですか。委員会での資料提供ということではなくて、本会議での資料要求がございましたので、議員皆様のほうにお配りしてございます。右上に6番と書かれている資料のほうがございまして、3枚目です。そういったところで、質疑のほうの当日のやり取り等を記載してございます。

当時は、今回廃止に至った状況はなぜかとか、あるいはまたアレルギー対応食は可能なかとか、あとはまたスペース等で、松田委員の質疑とかでもありました現場での建て替えができないかとか、そういった質問等がございました。

その中で、やはり安全・安心な給食を提供する上では、平成2年に大山学校給食センターが建て替えられておりますので、そういった施設の老朽化等もございましたので、はごろも学校給食センターに統合して、安全な給食を提供していきたいというところで説明はしてございます。

また、やはり建て替えとなると、今大山小学校の校舎のほうに内包されている形でありますので、非常にその辺は難しいということで、当日もお答えしているところでございます。

当日の質疑応答は、そういったところでやり取りをしてございます。以上です。

○松田朝仁 委員 資料を今見ると、気になったものも配付いただいてありがとうございます。読ませてもらいます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 資料にはちょっと見当たらないような気がするのですが、私の記憶では、大山小学校の完全給食、これは恐らく市内で一番早かったと私は記憶をしておりますけれども、私も普天間小学校卒業生ですので、普天間小学校で給食センター、学校内の給食センターを設置して始まったのが、実は建設をしているときには、小学校6年生の1学期から建物を建て始めたのですが、完成したのが、給食が実際に食べられたのは、実は卒業する1週間ぐらい前だったのかな、だから1964年が東京オリンピックの年だから、僕は4年生だったと記憶しているのですが、6年生だから1966年か1967年のことだから、年越したそのぐらいに建っているのです。だけれども、大山小学校はそれ以前に、市の行政ではなくてPTAの力で給食は始めたというふうに私は記憶しているのです。そもそも、やっぱりだから反対をする方々も歴史を知っていらっしゃる父兄の方々や先輩も、大山小学校だけは自校方式で残していきたいという思いが地域の方々には絶対あったと思うのです。

私、ちょうどはごろも給食センターができる前の年に、もちろん僕は橋を架けるのに反対したり、一般質問でやってお騒がせしましたけれども、その1年ぐらい前に計画があったので、給食センターはどうあるべきかということで、私は大阪府に行ったのです。大阪府の門真市というところに行きました。そこは、松下電器の城下町でした。大阪市内中心の学校よりも先にそこは学校給食がスタートをしたという歴史があるところで、全学校に給食センターがある自校方式、全てこの門真市というところですよ。

根拠としては、自校方式のほうが絶対いいに決まっています。輸送もしなくていいから、温かいうちにすぐそのまま出せる。そういうふうなことを視察した経験がございます。

それからすると、給食センター方式にするというのは、予算の関係、それからいわゆる大量生産でやっぱり委託をしていく。前は公務員である職員がちゃんと給食を作って提供していくという、そういう体制がありましたけれども、宜野湾市も今は全部委託をして、それもさっき話がありました、ちょうど平成17年に私は食物アレルギーのことで提案をしましたら、その後から給食センターとして除去食を提供できるようなそういう体制を取っていただきました。これ、今でもずっと質問続けていますけれども、毎年3月議会とかには子供たちも代わります。それから、先生方も代わります。同じ体制で同じリスクをもう回避していくためのその対策というのは、おのおのがみんな心がけてそういうアレルギー対策をしなければいけないですよというふうなことで、だからお伺いします。

自校方式というのは一番いいと思うのだけれども、大山小学校がPTAによって完全給食が始まったという、これは恐らく事実としてあると思います。そこは、お答えできますか、説明できますか。前に何か資料でもらったような気がしますけれども。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 すみません。ちょっと資料を持ってはいないのですが、昭和37年頃、牛乳とパンのみでのスタートだと記憶してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それで、いわゆる自校方式を取り入れたのは、大山小学校がそういうことをスタートが早かったし、大山小学校が一番最後まで残っている。恐らく今いう給食センター、あなた所長だけれども、そういう部署というのはない時代からもう大山小学校は恐らくスタートしていたはずなのです。それが地域の方々には、やっぱり自分たちでつくり上げたという誇りがあるとは思いますが、そういうことを考えると、この説明会というのはあつてしかるべきだし、いろいろやっぱり理解をしてもらって、皆さんが今こうですよということで説明していくことも、要は衛生管理上の面からも、それからまた建て替えをしていくそのコストや予算の関係からも、こういう形で市は計画を決定して進めておりますという話だというふうに思うのですが、そういう部分では、反対する方々も恐らくいらっしやっただと思います。そういう方々にはちゃんと説明責任は皆さんであると思いますので、そういうことはちゃんとやったかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。まず、今回、大山学校給食センターの廃止に伴いまして、令和2年度にその方向性が確定しまして、令和3年度の取組において説明会を実施していきたいと、その説明会を踏まえて、令和4年4月から統合等を進めてまいりましたが、皆様御承知のとおり、コロナの関係で、2回この保護者説明会を通知等したのですが、コロナの拡大によってたくさんの人が集まる

というところで感染も懸念されたので、そこはもうちょっと延期になりました。令和4年4月、今年に入りまして保護者説明会において、それらを含めて、老朽化した施設で安全性の確保の点、そういったところから、大山学校給食センターの廃止を踏まえて、令和5年4月からはごろも学校給食センターにおいて提供していきたい旨を説明しております。その中で施設の現状でしたり、なぜこの統合が必要なのかどうかというところを4月28日の説明会において、説明を差し上げた次第でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 説明資料からちょっと確認させてください。大山学校給食センター廃止についてということで、2番目の平成2年度に供用開始をして30年以上経過して、かなり古い施設で老朽化が進行しているというふうなことだったのですが、旧学校給食衛生管理基準の施設であると、平成21年、15年ぐらい前に、その基準が改正されて新基準になったということで、要は新基準に適合していないというようなことだと思うのですが、この新と旧の基準、我々の中で理解できるような範囲で説明を願いたい。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校衛生管理基準についてということでの御質疑だと思います。これまで大山学校給食センターではウェット方式、いわゆる床をぬらしてもいいよということで、以前は、改正前は行っていたと思います。なので、床がもうぬれている状態での調理、これが変わって、ドライ方式ということで、床をぬらさない、飛び散らさない、これが衛生管理基準になりますので、大山学校給食センターでは、ウェット方式ではあるのですが、ドライ方式で下に水をためない、落とさない方式で運用を行っているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ウェット方式とドライ方式、新基準はドライ方式である。ウェット方式であることによって、何か不都合なことというのはどういうことがあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 やはり細菌だとかが発生しやすいというようなこと、飛び跳ねたり、水を下に落とすとどうしても跳ねますよね。そういったので安全基準が設けられたのかなと。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは理解します。ほかに床が湿っているのか乾燥しているのかということ以外、それだけではないと思うのですが。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 あとは、多分野菜だとかのものだと思うのですが、交差しないようにと、野菜だったり肉とかだったり、野菜類と卵とか、あと肉だとか魚だとか交差しないような施設にしないといけないわけです。右から左にゴーと流れていくような、何かイメージ湧きますか。流れが一つになっているとか、右から左へと。

(「ラインですね」という者あり)

○学校給食センター所長 ライン、はい。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほど松田委員からHACCPの認証というのも、この学校給食調理場でもそういった基準というのが当てはまるという関係は。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 このHACCPにつきましては、調理をする上で必ず記録をしないといけない。品物が納品されました、その温度はどれくらいだったのかとか、いろいろなチェックがございまして、このチェックをすることではHACCP、調理したときに何度ありましたとか、出すときには何度ありますとか、これを1時間ごとに、釜が10個あったら10個チェックをして、それがHACCPの対応ということになりますので、この会社がやるというような、それを市のほうに報告ということで、HACCPの認定は委託している会社のほうが、取っているということになります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは分かりました。これまで大山学校給食センター調理場においては、規模的にある調理場ですから、例えばアレルギー対応食だとか、それに対するきめ細やかな対応ができたと思うのですが、それも大規模な、6,000食ぐらいですか、大規模調理場に移管したときに、これまで大山学校給食調理場がやっていたような細やかな対応というのをはごろも給食センターでもできると考えていいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 これに関しましては、アレルギーについては従来どおり対応はしていきますということで、対応可能です。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 食品工場では、モータリゼーションというのでしたっけ、例えばある民間の工場ですばを作っている工場であります。そばというのは御承知のとおり7大アレルギーの中に入っていて、この調理をしたラインの製造を終わって、引き続きうどんの製造にかかると、そうした場合にソバの粉、あるいは原料の一部がうどんの中に入ってしまった可能性があるということで、全品回収したことがあるのです。これは、要はそばを作ったラインをきれいに清掃して殺菌をして、その後うどんを作る工程になっているわけですが、それを怠ってしまったと、そういったのがあって、もう何千食というのを回収したというふうなことを私聞いたことあるのです。そのくらい民間でもかなりアレルギーについては気を使っているわけですが、学校給食でも当然のように、アレルギー食についてはその辺のところの管理を徹底してやっていかなければいけないと思うのですが、そういったところ、要は大規模な調理場で、本当にきめ細やかな対応ができるのかというのが気になってしょうがないのですが、それを御説明お願いします。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 アレルギー食がある場合には、専用の職員を2人、時には3名とかになっていまして、その方々が調理をするという決まりになっていますので、従来普通の給食で作るときの調理員とは別に、接触がないようにということでエプロンもきれいに、分かるように、この方はアレルギー食を今作っていますよということで、専用の部屋もございまして、そちらのほうで対応は可能だということです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 皆さん、今日いただいた資料から少し質疑させていただきますけれども、保護者説明会が令和4年4月28日に開催されている。これ以前の保護者説明会というのは、何回開催して、どういうふうにして経緯があったのか。要はなぜそういう質疑をするかといったら、この中に、やっぱりみんな反対しているわけ、保護者が。やっぱりなくしてほしいという声がある。一方で、この2019年の宜野湾市行財政改

革・集中改革方針2019も決定されている状況で、もう決定されているよという説明があるわけです。だから、それ以前にどのように大山小学校の保護者たちに説明してきたのか、それがちょっと気になるのです。もう喫緊に、間近になってやるよと決まっているときに、こんな声がどんどん出てきて、これがちょっとどのような感じで、今までの市の方針が決まってから、行財政改革2019では、令和4年度をめどに検討項目ということで示されたではないですか。それをどのように進められていたのかをお伺いしないと、まず見えないのと、これ1点。

そして、この質疑の内容で、全国的に単独校での設立が増えているのに逆行しているのではないかという項目があるのだけれども、これは事実なのかどうか。全国的に言ったら、単独校でやっているところがどんどん増えてきているということなのかという声の事実関係が2点目。

それから、3点目は、先ほど伊佐哲雄委員がおっしゃった、何でこれ、給食センターのその基準というのは何なのかという話をしていましたけれども、今の新しい基準ではドライ方式ではなくてはいけないと、もしこの現施設でドライにするためにはどのようなやり方があったのかなというのを、ちょっと詳細が分からない。確かに、施設が老朽化しているのはわかりますけれども、これは老朽化をもう直さぬといけなけれども、現状はウェット方式だから、それが履行できないという話ですけれども、これをもしドライ方式でする方法というのもあったのかどうか、これ3点少し説明願います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。まず、1点目の過去に説明会を実施したかということではありますけれども、山城委員からありましたとおり、この行革の方針に基づいて協議会としては今進めてきたところで、令和3年4月の文書発出において、こういった説明会を実施したいということではありましたが、先ほども申し上げたとおり、コロナのほうで実施には至らず、方向性としては、そういった方向で手続きを進めますよという通知のほうにおいてはやっていたのですけれども、実際には説明会を実施することがちょっとできませんでした。

2点目の単独校方式のほうが全国的に増えているのではないかということ、申し訳ないです。全国的な統計的なものはちょっと今取ってなくて、ただ新聞報道等でもあったのですけれども、沖縄市の単独校が今年度廃止されて、それが共同調理場に持っていくというところの流れもございましたので、それぞれの自治体の財力であったりとか、あるいは施設規模であったりとか、この施設の年数であったりとか、そういったところで形態はそれぞれ異なってくるかとは思いますが。

あと、3点目のドライ方式の部分に関しましては、質疑等ございましたが、やはり給食をずっと継続実施をしないといけない。今、大山学校給食センターを仮に同様な場所で建て替えるのか、あるいは大山小学校の別の用地に求めるのかということなのですけれども、財政的に非常に厳しいだろうという判断の中で、先ほど申し上げたとおり、大山学校給食センターの廃止をして、はごろも学校給食センターで実施したほうが安全・安心な提供と、またやっぱり行革効果も含めてメリットがあるということで、その方向で今現在、手続きを進めているというところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の話では、ドライ方式を大山給食センターでやるということは、建て替えも含めて全面的な改修が必要だという認識でよろしいですか。要するに部分的なものではできないということの認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 そのとおりでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、説明会の話聞きましたけれども、それで昨年度に予定していたと、だから次長おかしいわけよ。要するに今の時点でこれだけ皆さんが反対して、やってほしくないという声が出てきているというのは、確かにコロナの件で、その説明会を開催ができなかったというのも、これも分かりますけれども、では統合して供用を開始するのを1年ずらすとか、その辺の検討はありましたか。要は、今見たら強引にしているように見えるわけよ。だから、その辺の部署での話合いがなかったのかなと。これ親御さんたちみんな嫌だって言っているよ。その辺どうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げたとおり、令和2年に行革本部会議等において、令和4年度4月に給食センターの統合を目指すとされました。ただ、令和3年度、先ほど申し上げたとおり説明会も実施できないというところから、その決定に際しては1年延長をしております。はごろも学校給食センター及び大山学校給食センター、本来であれば令和3年度に民間委託の終期になってございまして、そういったところの更新から1年間、既存の業者さんのほうに1年延長をして、説明会をし、当日質疑を受けた者に対して、こちらのほうとしては丁寧に答えてきてございます。

また、当日約20名の参加でございましたので、その部分に関しましては、大山小学校のスクリレを活用して、全保護者に対して、こういった内容の回答もしてございます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よく分かりますけれども、やっぱりいまだにこういう声があるということは、やはり皆さんの進め方も少し反省点もあるのではないかなということで、今後、いろんな事業をされるのですけれども、やっぱり市民の声というのは大きいから、ある程度納得まではしないかもしれないけれども、こんな声が出ないような事業の進め方は必要だと思います。今おっしゃっているように、1年延ばしたというのも分かりますけれども、だからそういった市民の声というのは重要ですから、こういう状態のQアンドAのときにもやってしまうというのは、ちょっと僕はどんなかなと思いますので、今後やるときにはまた注意をしていただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今、山城委員に少し補足といえますか、プラスなのですけれども、同じようにこの書面見ると、そういう感じがとてもしているのと、僕も大山小学校の給食を食べて育った者からすると、この中にも先ほど皆さんが言っていたのですけれども、大山小学校の給食はおいしくて、真志喜中学校の給食はおいしくないと言われているのですけれども、逆に、今山城委員が言ったように、少し延ばすと、もっと対話が必要なところと、逆に子供たちはごろも給食センターで作ったものを食べてもらうとか、こういう給食、本当に代わらない給食を食べられるのだよという親御さん含めてのアピール、何も変わらないのだと、そういうのもやっぱり今後、決まったものを進めるに当たっては、しっかりと説明しつつ、親御さんにも何月何日はごろもの給食を子供たちに交代で食べさせてもらいますけれども、本当においしい御飯をはごろも給食センターでも作れるのですという安心感を与えるというのも僕は必要ではないかなと思っていて、言葉であったり物だったりというよりも本当は食べてもらって安心してもらおうと、アレルギーが出る子供たちにもちゃん

と適切な配慮がされているというのを与えるのも必要ではないのかなというのを一つ提言です。すみません。よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。今回、令和2年度から始まったコロナの影響でなかなかちょっと説明会が実施できなかった部分がございます。その辺は山城委員からもあったように、次回から、住民のこういった意見が少なくなるような形で努力していきたいと思えます。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、大山学校給食センターのほう老朽化もございます。その中で、やっぱり安全・安心を提供するために何がベターなのかということも当然必要ではございますし、また5年間の調理業務委託のタイミングとかもございますので、そういったところから、今回は、先ほど申し上げたとおり、令和4年4月だったものが、もう少しちょっと丁寧に説明したいということで、今回説明をいたしまして、説明会は20人の参加ではございましたが、それらの意見を全て保護者の皆さんにも共有させていただきましたし、またその中から学校長等を通じて説明もしてきたところではございますが、一番はやっぱり安全・安心な学校給食の提供を進めていく上で、今こういった形ではごろも学校給食センターと統合する、6月議会においてそれらの備品あるいは消耗品の購入の予算も議決いただいて進めているところではございますが、令和5年4月からは、統合の形で今現在進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 続いて、よろしくお願いいいたします。この保護者説明会の中でも資料見せていただきましたが、やはり皆さんがおっしゃったように、皆さんが反対している、約20名しか参加してないかもしれませんが、その方々がやっぱり参加しているというのは、大山に住んで給食を食べて育った方々、要するに3世代が大山小学校に給食でお世話になったという家庭も多いと思えます。ですから、単独調理場を今後も進めてほしいという、大変気持ちは分かるのですけれども、私も単独調理場は必要であると思えます。

皆さんの反対の意見の中で、全国では単独校の設立が増えてきているという、県内でもですよ。というのがあるということと、那覇市では15校単独調理場があると書かれているのですが、ちょっと説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えします。全国的には単独が増えてきているという質疑で、あと那覇市は単独校が15校、これをなぜ大山給食センターを減らすのかということの御質疑でよろしいですか。それとも、那覇市は何で単独校が多いのかと。

○屋良千枝美 委員 それも含めて。

○学校給食センター所長 すみません、ちょっと那覇市のあれがよく分からないのではありますけれども、そうですね、多分那覇市だと、センターを造るとなると、この回答にもありますとおり、多分大きな敷地が必要だということの回答をしております。

また、中部では、ここにもありますように、諸見調理場が沖縄市のほうにありまして、今年の8月に閉鎖をして、これも沖縄市の第2調理場のほうに統合されたということで、御報告しております。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 先ほど言いましたように、全国のほうでも単独調理場が増えつつあるという状況の把握はなさっているのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。その統計的なものが我々のほうとしては、今手持ちですと確認等もしてございません。ただ、この質問者に関しては、どの時点でこのような形の御質問されたかというのがちょっと、数値とかも取っているのかどうかというのは分かりませんので、あくまでもこの保護者説明会においては、質問者の意見をそのまま記載してございますので、こちらのほうも市教育委員会の中で、今全国とかあるいは沖縄県の状況を確認等してございませんので、単独校の維持の部分の件、あるいは先ほど佐久原給食センター所長からもあったとおり、沖縄市さんのほうでは集合型のところに移行している部分もございますので、必ずしも市町村単位で見れば、単独校が進んでいるのか、それとも集合式が増えているのかどうかというのは、申し訳ございませんが、今現時点でちょっと手元に確認をしてございません。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。全国のほうでもやっぱりそういう温かい食事を子供たちに提供したいという、そしてまた食育で子供たちが温かなものを食べながら成長していくという、本当に家庭的な単独調理場の在り方というものが見直しをされたと思います。ですから、岸本委員もおっしゃったように、私も沖縄市のほうで給食センターではなくて単独調理場で育ってまいりました。やはりこういう出始めの頃は、大山小学校、私たち中の町小学校、沖縄市のほうにありますが、そこで育ちましたけれども、やはりモデル校ということで、特に宜野湾市は大山小学校が各小学校のモデル校ということでの出発だったと思います。そして、沖縄市では中の町小学校という新しい学校がモデル校という形で単独調理場をスタートさせたというのが始まりだと思うのですけれども、やはり私の思い出も単独調理場があって、とても温かいものをいただける。その子供たちの感性というか、匂い、給食の匂いで本当に育ってきたかなというのがあるので、やっぱり単独調理場の必要性というのは捨てがたいものがあるというのは、私は最後まで言い続けたいと思っております。

それと、この資料の中で、今回、はごろも給食センターのほうに統合されますが、はごろも給食センターが今8校の給食を提供しております。それで、大山小学校が加われば9校になるわけです。これは、9校を共同調理場で取り扱うというのは、大量生産につながっているというのは、数を見ても分かりますが、その異常さを何か感じませんか。やっぱり給食センターは、均等にあるべきだと思いますが、それについてのはごろも給食センターにほとんどのものを持っていく。あとは宜野湾給食センターの2か所だけということになるわけです。そういう大量に扱うという、万が一にコレラとかが発生した場合の対応とかを考えても、もう1か所という考え方はないのでしょうか。大量に扱うという考え方にも少しくエスチョンというか、そういう気持ちはないでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。集合給食のところ、集合で作ることによって、やはりリスクのほうはないのかということ、御質疑かと思えます。はごろも学校給食センターは、平成29年4月から給食提供の開始をしてございますが、その建設当時から、やっぱり効率化の部分で、大山学校給食センターの統合も見据えた形での規模で整備してございます。そういったところから、また学校給食の安全基準等をしっかり満たすような形で、当然調理も実施してございます。

ただ、宜野湾市内においては宜野湾学校給食センターとはごろも学校給食センターということで2つに

なってございますが、それらの施設の規模、調理する内容の規模、そういったところを勘案して、今現時点では、令和5年4月からは、この2つの学校給食センターで13校の給食を提供する体制を今整えているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。やはりこういう万が一の場合、沖縄市のほうでも金属の破片などが混ざって一時ストップしたという経緯があります。かなり老朽化したセンターがありましたので、そういう形ですが、やはりこういう形で宜野湾市も老朽化というのは、今はまだ新しいですが、年数がたてばなってきます。

ですが、そういう形の取組、もう少し考えながら、センターの増設などを考えてもいいかなとは思いますが、やはり単独調理場のよさというものは、本当に見直しをしなければいけないという部分もあると思いますので、本当に市の方針がどうこうという話ではありますが、残してもいいのではないかという、モデル的な形で残すというのも、一つの案ではないかなと思いますので、ぜひそういう面でもうすこし考えながらやっていただきたいと思いますが、大変残念でなりません。ということです。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。今回の大山学校給食センターを廃止してはごろも学校給食センターへ統合することに関しましては、先ほど申し上げたとおり、平成2年に大山学校給食センターが建てられた経緯等、給食の提供を行ってございますので、佐久原給食センター所長からもあったように、学校給食衛生管理基準を満たす施設で児童生徒に安心した提供をしていくことが、今回ベターな判断だということで、統合等をしてございます。

今現時点で、この両施設で1万食余りの給食を今作ってございます。13校ございますので、提言としては、単独校というところで提言はございますが、今この1万食をどのような形で通年の管理コストの中で支出したほうがベターなのかどうかというところの視点もございますので、今現時点では、宜野湾市においては、この2つの学校給食センターで13校を賄うところが、管理コストのところも含めまして、選択として今実施してございます。今現時点では、仮に単独校で13校設置するのかとなると、用地であったり建設費であったり、そういったところもございますので、子供たちの数であったりとか、そういったところも見ながら検討するところはあるかとは思いますが、令和5年4月からは、はごろも学校給食センターと宜野湾学校給食センターで安全・安心な学校給食の提供を実施していきたいというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 これまでの説明を聞いて、安心・安全な給食の提供のところをすごく大事にされているなとも思いますし、また設備の面からの衛生面からそれをすごく大事にしていって、今回ははごろものほうに移行するのかなというふうなことで、すごく理解はできました。

ただ、私個人も大山小学校出身なので、どうしても大山小学校で自分の学校に給食センターがあるというのは誇らしいことであつたので、すごくほかの学校に自慢するというわけではなく、すごいでしょうという思いがありました。

また、この保護者からのアンケートにもあるのですけれども、食育という点もあると思います。給食センターで大量に作る時というのは、私も話を聞いた限りで言うと、やはり大量生産、大量に調理する必要があるんで、ある一定の規格に沿った食材を使ってラインに流していくというような話を聞いたのですけれど

も、地産地消が言われている中で、凸凹したもの、規格外のものについてはそのラインに通らないというような話を聞いたのです。でも、その地産地消である食材を使って料理していく、そのほうが地域の食材を守るためでもありますし、そして子供たちが実際に食育として、自分たちで作ったものを調理していくというような形のときに、凸凹した形が整わないようなもので、ラインに乗らないというところになると、地産食材が給食に使われることってないのかなとかという思いがちょっとあったりしたのです。

この保護者の回答の中でも、食育については、栄養士が給食授業等指導を行っているというふうに書いているのですけれども、自分たちが作った食材がどんな苦労して作ったのか、そしてどういうふうに使われていくのかということも食育だと思っているのですけれども、この食育に関して、今どういうような食育を行っているのかというのをちょっとお聞きしたいのです。

子供たちの衛生の面の形を整える給食ではなくて、食事に対して、心の面で給食っておいしいね、すごいね、こういうふうにたくさんの手をかかって食事ってできているのだという子供たちの心の教育に関しての給食というのにどういうふうに取り組まれているのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校給食センターでは、学校栄養職員、栄養士さんがおまして、その方々が各学校の給食時間に出向いて、紙芝居ではないのですけれども、こういったので緑の野菜は何とかだよとか、かみかみの授業だったりとか、いろいろな食育に関する給食時間の、ほんのちょっとしか時間はないのですけれども、各教室を回っている状況です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 では、例えば紙であったりネットであったりモニターであったりというような視覚的なものでしか、子供たちというのは食育について学んでいないのでしょうか。何か実際に自分たちが体験してやるような食育についてはやっていないというか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 これについては学校給食センターのほうでは行っておりません。学校のほうになると思います。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 学校のほうでやっている食育と、学校給食センターとの連携というのはどういうふうになるのか。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校と栄養士さんのほうで、食育講話、中学校3年生でしたら、受験前の食べてもいい、カツカレーではないですけども、受験に負けない体をつくろうとか、そういった食事の内容、あと中体連、スポーツ大会の前ときには、またこれも講話なのですけれども、暑さに負けない食事だとか、そういったのを学校と連携して、学校給食センターの栄養士のほうが講話を行っているという状況でございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私が理想としているような食育というところとは、ちょっと視点が違うのかなというふうに感じたのですけれども、先ほど屋良千枝美委員もおっしゃっていたのですけれども、やはり全ての学校にということは難しいにしても、モデル校として一つ単独校、自校制を取って、今、地産地消であったり

食育ということがもうずっと言われている中、集団で作る給食センター以外の食育というところでの単独校というところでも、もう少し見直しがあってもいいのかなというふうには、個人的に思います。

予算的にどうしても厳しいというお話もありますし、今、面積とかどうしても建て替えが必要ということであれば、一時的にはごろも給食センターで作ることはあったとしても、やはりまた単独校というところで、いつか大山小学校、もしくは別の学校でも構わないとは思うのですけれども、単独校を1校置いて、ぜひ宜野湾市において食育にも力を入れている、子供たちに衛生面だけではなくて、食育というところでも子供たちに力を入れているのだというところをぜひ示していただけると、子供たちに対する宜野湾市の在り方というのが市民の方にも見えるのかなと思うので、ぜひその辺も今後検討していただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。食育というところで、当然、自校方式で実施する場合には、やっぱり匂いも感じることができますし、働いている皆さんを見ることができるかとは思いますが、この食育はそれだけではなくて、やっぱり栄養の面であったりとか、先ほど佐久原所長がおっしゃったような、夏場とかは熱中症を起こさないような形とか、そういったところで、学校の栄養士さんとまた学校とも連携しながら、そういったところは実施しているところです。また、そういったところでDVDとかで鑑賞等もしてもらって、そういった栄養の大事さとか給食の大事さとか、そういったところも食育等を通じて実施しているところでございます。

今回、また御提言等はいただいているのですけれども、あくまでもまだこの安心・安全面の考慮等でこういった形の結果として出てございますが、また一般質問で学校の建て替え時期とか、そういったときに議論できないかというところの御提言等いただいているところでございますので、今現時点では、先ほども申し上げているとおり、令和5年4月は、2つの学校給食センターで安全・安心な提供をしていけるような形で提供していきます。

また、今回、福祉教育常任委員の皆様の方から、手続の進め方であったりとか、そういったアレルギーのものであったりとか、あと自校方式であったりとか、そういった提言もございますので、そういったところは、そういった提言を承って、次以降に、少しちょっと念頭に置いてはいきたいと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 リスク分散についてちょっとお尋ねさせていただきたいのですが、来年4月から2つの大きな調理場で給食を作る。どこかで例えば災害があったりとか事故があったりとかということで、1つのセンターが仮に全滅といった場合に、片方の調理場で子供たち、今1万食ぐらいですか。

(「1万食です」という者あり)

○伊佐哲雄 委員 1万食を作るということ、あるいは他市の調理センターにお願いするなど、そういったリスク分散が考えられるのか教えてください。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来申し上げているように、2校の集合式の場合に、先ほど申し上げたとおり、財政的な1年間の管理運営経費、これが縮減されることがあるかと思っております。ただおっしゃるとおりリスクの部分に関しましては、例えばコロナで調理員が調理できなくなった状況

等が発生し得ると思うのですけれども、やはりそういった場合には、はごろも学校給食センターあるいは宜野湾給食センター、いずれかで起こった場合、提供というのは非常に難しくなるかとは思いますが。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 さっき話した大山小学校、学校給食のスタート時期とかというのが分かるように、普天間第2給食センター廃止、真志喜給食センター廃止、それから宜野湾小学校の中にあった宜野湾給食センター、あれが今の宜野湾給食センター調理場になっていると思うのだけれども、この辺の……

(「時系列」という者あり)

○岸本一徳 委員 時系列を資料でもらいたい、答えなくてもいい。

あともう一つ、自校方式と、それからセンター方式、前に自校方式で視察に行ったときに、そこの校長先生が11時頃毒味をするのです。学校給食センターではどんなふうに行っているのかという資料をちょうだい。栄養士がやっているわけではない、給食センター長がもしかしたら毒味しているのでは。

○伊佐文貴 委員長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 先ほど言いました検食と言いますが、私のほうでははごろも給食センター、たまには宜野湾センターも行きますけれども、検食を行っております。

○岸本一徳 委員 何のためにやるのかどうかというのを資料で少しくください。

○学校給食センター所長 提供したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 次長、もう一回大山小学校の方たちに説明会する予定とかお気持ちっておりますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。4月28日に実施した説明会において、スクリーンでお返ししてございます。また、それ以外にもちょっと署名を受けてその考え方等もお示ししております、令和5年4月にこの統合等はもう進捗させてございますので、今現時点でもう一度説明会を行うというところではなくて、先ほど申し上げたとおりスクリーン等での説明、あるいはまたホームページ……スクリーンで2回この考え方を御説明してございますので、今現時点では再度説明会を実施する予定はございません。

○棚原明 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第88号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後0時05分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後0時06分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間ではいたしません。(午後0時06分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第73号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○伊佐文貴 委員長 議案第73号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。補正予算書の6ページの歳入で、1目一般被保険者国民健康保険税が1億5,000万円余りあるということですのでけれども、一時的な所得増があったというふうなことがあったかと思うのですが、ちょっと詳しく御説明をお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊佐委員の御質疑にありました歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、こちらの1億5,000万円余りの増につきまして、令和3年度中の新型コロナウイルス感染防止対策協力金などによる一時的な所得の増加がございまして、その影響で当初見込みよりも調定が上がったことによる増額となっております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そういった協力金が収入として計上されて、それが所得ですよ。それに係る課税、それが増えたということでの解釈でいいのですか。それが実際に、もしそうだと、どれだけ増えて、結果がこうなりましたというのが分かればありがたいです。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今おっしゃるとおり、令和3年中の協力金などによる所得の増加によって、課税の対象になります課税所得額が増加していますので、それに伴って税も増えております。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 12ページ、葬祭費、ちょっと内容を少し聞きたいのですが、

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 葬祭費につきましては、国保加入者について、加入者が亡くなられたときに、お一人1件当たり2万円を支給しているものでございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 28万円の増額は、亡くなられた方が増えたということでの増額になるのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 当初予算見込みよりも、現時点で葬祭費の支給実績が伸びておりまして、年度末に執行見込みを出しまして、今回の補正予算に増額しております。

○棚原明 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 9ページ、歳入の8款4項7目歳入欠かん補填収入、これって赤字が幾らなのかということと分かりやすくするためにつくった、返ってくる予定があるとかないとか別にして、どれだけ今現在あるのかということを確認するためにつくった、いわゆる項目、会計処理のための項目だというふうに認識をしているのですけれども、それ合っていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 8款4項7目歳入欠かん補填収入につきましては、委員おっしゃるとおり、この補正後の額が今直近の国保の赤字額に相当することになります。歳入不足につきましては、国・県補助金などの公費、または保険税などで今歳出予算に対して歳入が不足している現状がございまして、予算を組む際には歳入歳出同額で計上しなければなりませんので、そこを補うための形式的なものとして歳入欠かん補填収入を計上しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この補正の増減理由の資料を見れば一目瞭然なのですけれども、補正前5億6,829万1,000円、補正額が1億1,769万円、補正後は4億5,600万円ということで、本会議での上程のときの部長の説明では圧縮をしまして、要は赤字がこの4億1,800万円というふうに説明していたのですけれども、これは令和3年度の決算に係るこの繰越しとかがって、繰越しではないと思うのですけれども、そことの関係ですか、ちょっともうすこし詳しい説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 その歳入欠かん補填収入でございしますが、今委員のおっしゃるように、令和3年度の決算時の赤字額が6億5,600万円余りとなっております。決算が赤字でしたので、5月臨時会でその額を繰上充用し、そのときに歳入欠かん補填収入として計上して、初めは6億5,000万円、5月補正で計上してまいりました。それが9月議会のほうで一般会計から1億円法定外繰入れということで繰入金を計上していただきまして、さらに6億5,000万円から5億3,000万円の歳入欠かん補填収入の額に変わりました。12月補正では、今回、税の歳入のほうは1億5,000万円余り上がっていきまして、歳出側でも職員給与費が1,100万円余り落ちていますので、その差引等でさらに最終的には、予算書の9ページの歳入欠かん補填収入の合計欄の今現在は4億1,836万2,000円まで、5月から比較すると減少していることとなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これもう少し分かりやすく資料で作ってくれない、流れも含めて。図示するなり数字で表すなり、箇条書きにするなり、時系列でちょっと流れが分かる資料にしてもらいたい。

もう一つ確認します。この8款4項7目です。恐らく来年の3月まで最終補正をやって、補正はあるかなにか分かりませんが、やって、あとは出納整理期間ですか、そこで歳入とか、それからまた歳出も含めて出るようなことがあれば、そこも含めて、あとは決算ということになりますよね。最終的には、この歳入欠かん補填収入、この項目は決算のときには、決算の議案の中ではなくなっていますよね、あるのだけ。あります、残っていませんか。最終的には、この歳入欠かん補填収入は、何も入ってくるわけないで、そこは、表示だけあったのかな。私の中ではもう消えているというふうに、決算のときだけ、認定のときにはもう歳入欠かん補填収入なくなっているというふうに認識をしているのですけれども、それでよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほど御説明したとおり、実際には入ってくる見込みのない額を想定して計上しているものですので、決算時には収入はゼロになりますので、決算額には出てこないと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 若干補足なのですが、5月の臨時議会で毎年、前年度の国保の決算で赤字になっている部分を翌年度の予算から前借りして補填するので、そこで前年度の決算は一応収支を取るという形には一応なるので、そのときに歳入欠かん補填収入は前年度の決算分はなくなる。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 赤字がなくなるということではない。

○健康推進部次長 はい。

○岸本一徳 委員 最終的には、要するに管理者としてというか、当局として、保険者としてその把握をちゃんとできるようにしておかないといけないということで、会計の処理の仕方ってどういうふうになったというふうに、これももう20年も前からあったわけではなくて、途中からなのですよね、これ。そういうことでするので、ぜひ資料として何か皆さん分かりやすい資料をつくっていただいて、分かりやすい資料をいただいて、理解が進みますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、今言うように。繰上充用をするということは、いわば次の年の予算を前もってこっちに引き寄せてきて処理をするというそういう手続をしますよね、次年度の繰上充用になると、前年度か、前年度。繰上充用、次の年度のやつを前借りしておくというそういう意味合いですよね。ということは、要するに国保というのは、過去の会計処理、例えば国保の税も過年度収入とかというのは前年度に納めるべきだけれども、徴収すべきだけれども、できなくて、本年度でもらいました。結局、処理がまだ生きているわけです。結局、そういうのも含めて今年度の処理をしていくわけで、去年の会計処理すべき部分も少し若干残っていたり、次年度のいわゆる予算も前借りして持ってきたりというふうなことで、3年分ぐらいを今年度は調整をして、会計処理をしていくというふうな、そんな複雑なそういう国保は会計の処理の仕方をしていくというふうな認識をしているのですけれども、その認識は当たっていますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 保険者が都道府県単位に変わった平成30年度から予算の会計が変わったのですけれども、その以前は、2か年度前の交付金等を精算するというのがございましたが、今のほうに国の補助金等がまとめて入るような制度に変更になってからは、今のところ全部の以前に対する精算見込みというものが次年度の予算に計上されて、会計上、前年度のところの部分が混ざることがございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は聞きたいのは、例えば令和4年度だけで会計的には全部処理をしていくということではないですよねという、その認識は合っているわけですね。

これも決算までに、この3月の議会終わりましたら、一応本来は補正後もないはずなのですが、その後、出納整理期間というのがあって、そのときに歳入的なもの、過去のもの混ぜていったりとか、今年度のをまた追加で入ってきたりというふうなことで、決算の処理はそこで少し数字が変わってくるわけですね。3月議会で最終補正やって、それで額は終わりかといったらそうではないわけです。そこら辺ちょっと説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおり、3月の補正で最終的な予算の補正が終わりますが、実際には、例えば税につきましては、この予算以上に歳入が増えたりまたは減ったりとか、あとはその他返納金ですとか、やっぱり収入は出納整理期間を3月の補正が終わった後に、5月までは出納整理がありますので、その辺りで変動しますので、決算までに計上した予算の額とはちょっと乖離する形にはなります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。何年たっても会計的な流れはよく理解できない、よく見えない部分がありますので、ちょっとまたお聞きをしていますけれども、実は私が要求した令和2年度の市町村別の収支状況、速報値ということで、こんな資料を、10月27日に決算審査会がありました。そのときの資料でいただいたものがあるのですが、これは55市町村の、いわゆる法定外繰入れというか、赤字がどんなふうになっているかというのを分かりやすいように、いただいているのですが、ここでちょっとお伺いをしたいのは、恐らく次、保険税を上げるか上げないか、それからいわゆる赤字がどうなっていくかというようなことも含めると、いわゆる保険税をどうしようかという話にもなってくると思うのですが、この現状でいくと、赤字というのを聞いていないですよ、今。今の12月議会で4億円余りの、いわゆる赤字というか、そういう部分になっているわけですので、当然まだ解消はしていないと、今後どうするのかというふうなことも含めて、もちろん医療費を削減できたら一番いいのですが、そこは無理ですよ。努力はしますけれども、4億円も医療費を抑制できますとかというふうな保証は何もないし、そうすると当然、どうするかというふうなこと、あと県のいわゆる標準の課税の率とかという部分が、令和7年度でしたっけ、何年度でしたっけ、ほぼ確定をして、そこまでにいわゆる累積赤字をなくす方向で対策をしないといけないという、国保としての、特別会計としてのそういう対策がどうしても必要だというふうに思うのですが、宜野湾市どんなふうになっていくのですか。僕は計画ももらいましたけれども、熟読していないので、少しその辺の御説明いただけたら、今、歳入欠かん補填収入のところから全部入ってきていますけれども、ぜひその解決策みたいな説明があったらお願いします。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまお話がありました国保の赤字の解消についてなのですが、第2期国民健康保険財政健全化計画という計画がございまして、その計画の中でも、今後、令和4年度における税率改正ですとか、令和6年度の税率改定の検討をしますという内容で記されているのですが、庁内の中では、今現在、国保の会計で赤字、ここの分の累積赤字については、一般会計からの繰入れで解消して、国保の単年度の赤字というのは、税率を上げるかもしくは委員おっしゃったみたいに、歳出を抑制して医療費を下げるか、いずれかを実行しないとなかなか解消できるものではありませんので、単年度の赤字というのが、毎年重なっていくと、多額の累積赤字につながっていきますので、やはり解消に向けて検討していくことは必要だと考えています。

その庁内、企画部との調整の中では、一旦令和7年度までに国保の赤字を解消できるようにということで話をしているところではあるのですが、やはりコロナ禍の状況、今回もその影響を受けて大幅に上がっているとか、また医療費のほうも令和2年度は全国的にもずっと低い水準で推移していたのですが、その反動もあって、令和3年度は伸び率が高くなって、今後の状況が見込めないところがありますので、その辺りはちょっと注意しながら、企画部と検討して早めに赤字の解消についての取組は行わないといけないと考

えています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 決算のときにあれももらったのかな、運営協議会、今年は開いているとか開いていないとかという話もちらっと聞いた記憶があるのですけれども、根拠というのは、いろいろ赤字、それからまた保険税をアップさせる、上げ幅をどうするかというのに、運営協議会そのものは関わっているのですか。そこが諮問機関なのか、この辺の御説明をいただきたい。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 国民健康保険の税率改正につきましては、運営協議会を通して、またその中で議論したことを答申して、最終的な決定になっています。

○岸本一徳 委員 今年が開かれたのですか。まだこれからですか。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 今年度はまだ開催しておりませんが、先ほどお話ししました令和6年度の会計ということでお話ししたのですけれども、それを行うかどうかの決定については、今年度中をめどに議論して、さらにもし実施するという方向にありましたら、その前年に当たる令和5年度の運協の中で議論が進められていくということになっています。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、5ページの歳出の2款保険給付費、補正額298万円増で計上されているのですけれども、教えていただきたいのですけれども、それで予算立て、どのような形で予算立てをしたのかというのと、1件当たり、高額になると幾らぐらいの増減があるか確認させていただきたい。大変予算立てに苦労しているのか、それとも前年度を参考の予算かどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 御質疑にお答えいたします。5ページの2款の保険給付につきましては、12ページと13ページを御覧いただきたいのですけれども、補正額298万円のうち、12ページにあります葬祭費、こちらで28万円の増額補正をやっております。また、残りの270万円につきましては、13ページにあります傷病手当の補正となっております。葬祭費につきましては、ある程度、当初予算のときに、これまでの過去の実績等を踏まえて伸び率等で計算して当初計上してしまして、今年度の執行の見込みが当初の見込みを上回っているものですから、年度末までに不足するという見立てがありまして、そのために補正をしております。

こちらが人数、1人当たり、葬祭費2万円ですので、増えそうな見込みの人数に2万円を掛けた金額で28万円要求しておりますが、2万円掛ける14名の28万円増ということになります。

13ページの傷病手当につきましては、新型コロナウイルス感染症でお勤めの方が、被用者の方がコロナに感染等をして仕事に出られないためにその手当として支給するものとなっておりますが、当初予算では50万円程度の見込みを立てておりましたところ、令和3年度のほうにおいてもコロナがかなり感染拡大しましたので、当初予算を大幅に上回る額で執行が進んでおります。今年度の実績で申し上げますと、4月の支給額が127万円です。特に多い月だけで言いますと、9月が212万6,000円余りの支給額になっておりまして、今年度4月から11月までの合計の実績が741万9,000円余りとなっております。件数では179件となっております。

て、大体1人当たり平均4万1,000円をお支払いしているところです。こちらは、コロナの感染状況にかなり影響しますので、見込むことが少し難しく、当初予算を大幅に上回る支出となっております。以上であります。

○伊佐文貴 委員長 松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 コロナの予測できなかったわけですから、大変苦勞されたと思います。よく理解できました。ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 3ページの第2表の債務負担行為の補正、1点だけ聞きます。特定健康診査受診率向上事業商品券購入に金額ありますけれども、限度額が2,115万円、これ3,000円を受診した人を買ってあげるというか。これ対象人数とか、これいわゆる受診率、どれだけというふうに設定したらこういう金額になるのかという説明していただけますか

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 質疑にお答えいたします。予算書の3ページ、債務負担行為補正の特定健康診査受診率向上事業商品券購入、こちらにつきましては令和5年度に特定健診を受診された方への3,000円の特典の事業で商品券の予算を確保している分となります。今年度は受診率40%を目標にしておりますが、次年度につきましてはの特定健診の受診率の目標が45%となっております。45%で計算すると、対象者のうちの45%は今7,200名ということで見込んでいるところですが、商品券の購入の枚数につきまして7,050枚、3,000円の7,050枚で一応見込んでいるところでございます。この250名の差につきましては、特定健診の受診を3月末までに受診されたとしても、国保連のほうを通して私たちのほうに健診結果が届くのがどうしても2カ月か3か月以降タイムラグがありますので、そういったところを勘案して、今7,050名分あれば、一応足る見込みだということでの予算を確保しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 特定健診は、これ特会だと、これも今のやつは特別会計で見るということで、これはほかのところも、他市町村もそういうふうにやっているのですか、宜野湾市だけ。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 この40歳から75歳までを対象とした特定健診の事業につきましては、特別会計のほうで見えておまして、その関係から政策事業のほうで特定健康診査受診率向上事業ということで、同様に国保特会のほうでこの特典事業をやっているところでございます。この事業につきましては今回の3,000円の特典事業につきましては、宜野湾市の独自事業となっております。特定健康診査につきましては、恐らく、細かく調査したことはございませんが、同様に他の市町村でも特別会計事業となっているというふうに理解しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この特定健診の受診率を上げるために、自治会へのインセンティブみたいな、報奨というか功勞金みたいなことで受診率を上げたところ、大・中・小とかという自治会の規模によっても、あれというのはまだ残っている。これこの特会でやっている事業ですか、あれは一般会計。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 岸本委員のおっしゃるように、自治会の報奨金ということで、受診者数が増えたり、そう

いった取組をしてくれた自治会に対しては、報奨金ということで取り組んでいた時期もございました。それから、現在、事業名は一緒に、その事業の内容を今回3,000円の特典事業に変更しているというようなことになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 特会の債務負担行為で特定健診の自治会への受診率向上の多かったところには差し上げていたというのは、この特会から予算は手当てしていたという認識でよろしいのでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。自治会への報奨金につきましては、これまで債務負担行為で上げるということではなくて、新年度予算で予算措置をして、実際自治会の年度内に、前年度この受診者数が増えたところに対して翌年度報償費として表彰しながら交付していたというところがございます。今回の特典事業につきましては、商品券の購入という契約準備がございますので、そういったところで令和4年度からこの契約の準備行為をして、4月1日から商品券の購入、速やかに交付をするというような流れになっておりますので、今回の債務負担行為でこの予算としては計上しているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これ特会の中で今までもやってきたし、今度の自治会に対する功労に対しての報奨金からこれに変わりましたよという認識でよろしいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 そういう認識でよろしいかと思えます。その認識で事業を進めております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 インセンティブ的なものというのは、受診をしていただいた人に対しては特典がありますよ、受けたほうがいいのですよということを勧奨するための一つの市としての工夫であり、そういうまた勧奨の仕方ということでアプローチしていると思えますけれども、これまで11市の中でというか、県内でこういうことをやってあげましたよというところはあったのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 県内では一部事例があったようでございますが、3,000円という金額的にもう少しまとまった額の商品券を特典としている事業を行っていた自治体は事例がなく、宜野湾市のほうが恐らく初めてになるかと思えます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これって健康増進課内でいわゆる提案があつて事業計画に至ったのか、苦肉の策でこういうことをやったら効果があるのではないかということでやったのか、このいきさつ、いろいろこの商品券を差し上げるという、いわゆるどうやって今ここにたどり着いたのかという説明できますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。これまでも特定健診の受診率向上事業ということで自治会に対する報奨金であったり、昨年、おとしにつきましては、スポーツ少年団やそういった自治会活動している子ども会とか、そういった活動されている方々を支援する特定健診の親御さんとか保護者様とか団体の方を受けさせていただいて、そこに対しての報奨金事業ということで取り組んでいたこともありましたが、なかなか目に見えての効果が無いということがまず一つ課題としてありました。

それと、もう一つは、去年、税率改正、12月議会で税率改正あったわけですが、そういったところで議会の中、あるいは委員会とか、議員さんとの勉強会の中で、医療費適正化の観点から、やはり受診率を向上させて、その御自身の健康に関して関心を持ってもらうことで予防につなげて、そういった健康づくりや疾病の予防に対する施策が取れるのではないかという議論を積み重ねて、そういったところで、市長部局内、また企画部等調整したところ、思い切ったそういった受診率向上の対策が必要ではないかという議論がありましたので、そういった12月議会の条例改正を契機に、本年度から3,000円の特典事業を開始したということで、それを開始することによって、受診率を向上させて、その受診された方たちに対しての保健指導、あるいは重症化のおそれがある方たちについては疾病予防ということで、保健指導等を行っていかうということで開始している事業でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。その計画が成功すること、受診率が上がっていくことを願いたいと思えますけれども、今日のタイムスに、がん検診率60%目標、これ一般会計だから、この検診については特会では議論すべき話ではないと思うのですけれども、同じ医療費を抑制するために行う対策の事業は、今3,000円をあげるということが保健事業につながる効果を生むので、私はいいと思います。このがん検診率も医療費を抑制するための、これ国は60%目標と言うが、50%もできていないのに60%を目標にするかなんて、ちょっと疑問がありますけれども、福祉保健の概要でもがん検診もめちゃくちゃ低いです。そういうことから考えると、いわゆるこういうがん検診や特定健診は啓蒙していく、啓発をしていく人がいないことが原因ではないかなと思います。健康推進委員みたいのがありますよね。職階の方々は一生涯懸命頑張って、健康づくりのために活躍をしている方々いらっしゃいますけれども、こういうことをしっかり市民の中のリーダーみたいな方々を育成して、自治会に、福祉保健の概要見れば分かるのだけれども、23自治会で全自治会配置されているかという、配置されていないですよ。いるところといないところと複数いるところとあるわけですから、こういうことをコントロールできるのは皆さんしかいないのですよ。保険者である皆さんがやらないうとどうしようもないのです、そこは。市民は誰かがやってくれるだろうというふうなことは考えていませんから、皆さんでそういう計画をつくって、こういうことを推進していかなければ、いつまでたってもこのいわゆる策や方法で乗り切れる話ではないと思います。市民が理解をするから、市民がやっぱりそういう意識を持って、いわゆる検診も受けていくというそういう姿勢になることが一番大切で、お金をあげることが目的ではないはず。そのための誘い水だというのは分かりますので、それは期待をいたしますけれども、ように私も頑張っていきたいというふうに思っていますけれども、そういう根本的なことを解決しないことには、いつまでたっても策や方法で表面的なこと、現象的なことを変えても、根本的には駄目だと思います。市民が納得して検診を受ける。重症化させないという意識を持つとかというふうなことは、何をどうやったらできるかということ、むしろ運営協議会でも、それからまた健康ぎのわん21の策定のメンバーの中でもいいですし、そういう人たちが核になってやっていかなければ、とてもではないけれども、駄目だと思いますので、これは沖縄県でそういうのがないから、一番受診率が低いことになっているのではないかなと私は思っているのです。そういうことで、ちょっと苦情みたいに申し上げましたけれども、ぜひリーダーを養成したり、災害の対策をする自主防災組織でも防災リーダーというのを育成するために今市は頑張っているのではないですか。そういうことをやるべきではないですか、どうなのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。岸本委員のおっしゃるように、こちらからそういった特典事業とか、あるいは宜野湾市のほうから情報発信とか、そういった今、健康に感心を持てるような情報等も発信も行っているところがございますが、やはり私たちの事業からいくと地域で健康づくりを推進、呼びかけていく人材、リーダーというのですか、そういった人材育成も必要かというふうにももちろん考えております。

ただ、今年度から琉大のほうと連携しまして、実証事業ということで、琉大のほうで健康プロジェクトを組んでいただいて、琉大の教授や職員の方々と私たちのほうが連携しまして、地域回りとか、また次年度から学校のほうに介入して食環境の整備とかそういったところから、その基本的なところから変えていこうということで取り組んでいこうというお話をされていますが、自治会に加入するときに、地域の中で一番に健康に対する課題というのがなかなか今、関心のほうが防災とか、そういった高齢者の見回りとか、そういったところに関心が高いところもございますので、ただ私たちのほうとしては、地域での取組が健康につながるといっても少し地域回りをしながら、伝えていながら、人材育成のほうにも取り組んでいきたいということで、琉大のそういった知見や経験を生かしながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、少し時間がかかるかと思いますが、人材育成にも、健康づくり推進員さんの方の活動も取り組んでいきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 予算書の8ページなのですけれども、繰入金です。皆さんからも増減の説明資料で、この8ページの繰入金の減額補正に関しては、歳出の1款総務費に詳細出ているのですけれども、次長、減額補正、これ繰り戻すものですね、一般会計に。これ全体的なちょっと話したいのですけれども、減額が結構9月の補正は多いように僕は感じるわけ、当初予算の組み方というのを、皆さんこうやっていないかなと僕見えてくるのです。要するに必要お金よりか少し割増ししてから予算組みしていないかなというのが見えてくるのです。今回の決算に関しても不用額は結構出ているですね、特会も。だから、その辺どうなのかなと、不用額出すことあまりよくないではないですか。当初予算の組み方を、例えば一般会計でいえば予備費を増額して、動かせるお金をいっぱい準備しておいて、各課にしっかりとした予算を認めるというふうなイメージがあるのだから、この辺次長どうですか、これ、特会に関して。何かちょっと多めに予算組んでいるように見えるわけよ、この補正とか見ていたら。どんなですか、状況。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員の御質疑ですが、ちょっと大まかなイメージの説明になるのですけれども、現在は国保につきましては、先ほど課長からもあったように、県も保険者ということになって、医療費については、まず県が準備しますよという制度に変わっていますので、現状はそうではないのですが、以前は、医療費は誰がいつどれぐらいの医療がかかるかというのがなかなか見込めないで、ただいざ医療かかりました、病院行きました。では、病院に保険者から報酬を払わないといけないということが日々出てくるので、足りなくならないように、多めに予算を確保しておくということは、実際以前はありました。

あと、今は、先ほど県が準備するという事になっているので、そこまではないとは思いますが、あと人件費については、現状の人員の給与を押さえて、次年度の給与を計上するので、ただその後、人事異動が出てきて、次年度の予算というのは大体前年の11月、12月にはもう各担当部局から財政課に要求をして、1月中ぐらいにはもう固まるので、ただ人事異動は3月の中旬ぐらいにしか分からないので、その人事異動の結果、例えば給与が低い人が配置されたとかということで、その辺、今、年齢が高い方々がやめてい

くと、当然若い方が増えていくので、部署によっては逆もあるとは思いますが、その分、使う見込みのない給与が発生して9月、12月補正で落とすというのがあります。

あとは、休職と、育休・産休とかその辺も出てくるので、その分の予定していた給与費が、要するにもう支出なくていいというふうになるので、その分は減額するというので、今回、繰入れ分を減額するというふうにはなっております。イメージ的にはそういう感じです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 よく分かりました。ということは、今の組み方としては、そんなに極端な弾力持たせたというのではなくてやっている、心配していたのは、要は極端な弾力持たすときに、この予算ロックがかかる。だから、逆に言ったら予備費みたいなもので流用できるようなお金をもう少し増やして、ここはある程度の、できればつつままでいかないけれども、そういうふうな予算の組み方が僕は理想だと思っているから、今ちょっと聞いたのだけれども、そういうふうにしてやっているからちょっと安心しましたけれども、次がその下、先ほど岸本委員が質疑していましたけれども、1点だけ、今回補正して4億1,800万円の歳入欠かん補填収入、年明けて、来年5月の決算ではそれ小さくなるか、わからないですけれども、3億円から4億円ぐらいの繰上充用が出てくると思うのですけれども、そもそも、これ通常は年度内でお金も出した。そこでちゃんとやらなければいけない。では、先ほど説明があったように、次の会計からお金をこっちに、自転車操業みたいに持ってくるのでしょうか。これができる根拠って何ですか、御説明お願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今、ちょっと手持ちにないので……

○山城康弘 委員 大丈夫です。口頭でいいです。

○健康推進部次長 ちょっとあれなのですけれども、財政法か何か、法的に一応可能な根拠があるので、それに従ってやってはいます。ただ、好ましいことではないので、やっぱりそれをなるべくしないような会計運営、制度運営をしないといけないということに変わりはないです。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 例えば地方財政法であるとか、これできれば資料として皆さんに配っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 提出していきたいと思います。

○山城康弘 委員 以上です。

○健康推進部次長 ちょっと。休憩おねがいします。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時01分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時03分）

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 単純なことをお聞きします。2款の保険給付費、抑制策、それから分析をしてどうするという、要はアクションプログラムみたいなもの、もちろん国保税を上げる上げないというこの計画の中にもそういうのは入っていると思うのですけれども、認識はしていると思うのですけれども、私、あまりにも特

定健診だけでは保険給付費の抑制にはならないような感じがするのですが、さっき言ったがん検診も病気よね。あれも国保に加入していると、国保の医療費というか、保険給付費から出ているわけですよ、治療はね。そういうことは、いわゆる一般会計で予防的なもの、保健事業的なもの、対策費というのを一般会計であるか、がん検診。そうでしょう。人間ドックはコロナ禍にあって、全部ではないですね、がん検診も。人間ドックを受ける人ががん検診を受けているだけの話であって、がん検診そのものの、いわゆるここで受診率を上げるとかということにはあまり効果は出ていないのではないのか、人間ドックだけですと、と思うのですけれども、だからもう少し国保特会をどうするというは、もちろん健康増進課の課長が来ているから、そこは医療費の対策、ノウハウも全部、そこがありますよという分析も含めて、恐らく医療費の適正化の何か計画がありましたよね。難しい分析もいっぱい、保健師さんがつくったものが、読んでもちんぷんかんぷんで意味も分からないのだけれども、何とか計画という形というのがあった。

(「データヘルス計画」という者あり)

○岸本一徳 委員 そう、データヘルス計画、あれ分かる人がしっかり、やっぱりどれだけいるかということが僕は問題だと思うのですよ。だから、健康増進課長、あなた一人だけでは問題は解決しないので、だからどんなふうにやったら、医療費抑制策が、効果が出てくるのかなというふうなことをもう少し研究したり、受診をしていない人には勧奨をすとかという、他市町村、ほかのところでの、先進地はそういうふうなことを徹底してやっているとかというのがあります。だから、そこら辺のやつ、もう少し、計画をつくったから効果が出てくるという話にも、今まで何回も同じことを言っているけれども、恐らくできていないので、効果が生まれてきていないので、やっぱり国保税を上げることだけが一番の対策の近道だというふうには私はならないと思うのです。やっぱり市民がどれだけそういう健康に対する、病気に対する意識というのが高まるかで、私はレベルが、宜野湾市の市民が成長していかないと、意識高くないと、そういうものには、医療費の抑制策にはつながらないのではないかなと私は思うのです。

だから、さっきも言ったように、そういう指導するボランティアみたいなリーダーを育成しないといけないうのではないのという話もそこから来ていますし、そこでプロジェクトチームみたいなのを、今までもできているのでしょうけれども、根本的な解決ができていないので、そこはもう少し考えるべきではないのかなと私は思うのですけれども、どうですか、次長。課長でもいいです。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 恐らく計画はある、よく言われるPDCAサイクルということで、プランを立てて、この実行というところのその実行の仕方というのですか。今言ったようにただ市から情報発信だけとか、そういった特典企画だけではなくて、委員がおっしゃるように、そこに直接的に関わる人がいて、地域の方々がいて、そこで住民にまたそういった健康の大切さを伝えていくということがまだできていないところだとは実感しておりますので、そういったところを今後は考えていかないといけないと思います。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第73号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時10分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時15分）

【議題】

議案第75号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第75号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 3ページ、第2表の債務負担行為の補正ということで、長寿人間ドック実施委託料ということで、218万7,000円、資料も昨日いただきまして、ありがとうございます。含めて裏面には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、志良堂介護長寿担当主幹も今日は見えていますので、これもこの一環で聞いてもいいのか。

○伊佐文貴 委員長 大丈夫です。

○岸本一徳 委員 長寿人間ドック実施委託料ということで、たしか平成20年、後期高齢者医療制度スタートしたのはそのぐらいだったというふうに思います。当初は、うばすて山の医療、お年寄りを、どっかの山に捨ててくるような、そういう制度に改悪されているのだという、マスコミでも物すごいたたかれました。後期高齢者医療というのは。そのときに、この人間ドックは入っていなかったのですよ、保健事業で。人間扱いしていないって言っていたのですよ、お年寄りがですよ。私たちは、人間ドックないのかと、検診がないのかということで、そこで出てきたのが広域連合というそういう制度だと、全国的にもそれ必要だということで、75歳になったら人間ドック検診は受けなくてもいいですよという話ではないですよ。それも、私たちに人間ドックを受けられる、そういう権利はないのかというふうなことで、たしかそのときに指摘があって、しっかり今まで出てきているというふうに思っております。

それで、この長寿健診の、いわゆる国保だと特定健診を受けて、特定保健指導につながる方々のフォローアップみたいな流れがあります。福祉保健の概要の中にも、そこはちゃんと保健指導の対象者の推移も掲載をされていて、何で後期高齢はそういう中身が、長寿健診のどうだったという中身がないよねという話を、この前ようやく気がついて、資料の要求したのです。そういうことで、いわゆる受診しました、そこで健診でいろいろ異常が出ました。再健診をしないといけないですとかというふうなことが、当然、75歳のお年寄り、持病をほぼほぼみんな持っていて、通院をしている、病院に行かれている、主治医がいらっしゃるということで、ほぼ本当に健康な75歳以上の後期高齢者の方々というのはどれだけいらっしゃるのかなというのがちょっと分からないのですけれども、こういうことをやっぱり掌握して、どう対策をしなければいけないのかということ、市として、保険者ではないけれども、市民ですから、そういう健康のこと、それから元気でずっと継続して長生きしていただきたいという思いは、家族もそうですし、市民もそういうことだと思っておりますので、これをどうしていくか、どう対策していくかというデータもないけれども、皆さんどう

なのですかということを知ることがあるのです。

そこで、志良堂介護長寿担当主幹、あれですか、裏面に行くわけですけれども、その対策というか。流れ的には、特定健診の流れと、これは40歳以上74歳以下の対象者の方々と75歳以上の後期高齢者の方々の医療のこと、把握と対策についてというふうなことで分かれていくというふうに思っているのですけれども、これについて現状どんなのですか、うちの宜野湾市の後期高齢者の方々の健康状況というか、レベルというか、他市と比べてというふうなことも県内ではどんなふうな位置づけをされているのかというふうなことです。やっぱり把握、把握をしていかなければいけないのではないかなというふうに判断して、資料要求もさせていただきました。もしあれでしたら、もう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時23分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時24分)

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 岸本委員の御質疑にお答えします。前段で少し皆様に、ちょっと後期高齢者の保健事業についての経緯を少し説明させていただきたいと思っております。平成20年にこの後期高齢者医療制度ができたときに、今までは、75歳以上の方々の健康についても市町村のほうで保健師さんとかが対応して見ていくような状況でございました。ただ、恐らくこのままでは75歳以上になって後期高齢者の医療の医療費等の課題もあって、そこで恐らく独立した後期高齢者医療制度というのが出来上がったことによって、保険者がこれまで宜野湾市のほうで後期高齢者の方々を見ていたのが、保険者として管理するところが後期高齢者医療広域連合というところに移ったわけです。沖縄県のほうの後期高齢者医療広域連合というところが管轄になって、そこではもちろん保険料の徴収とか、それを一括して管理して、そういったところでは一部うまくいっていたかと思うのですが、それによって、保健事業の実施主体も市町村から沖縄県の後期高齢者医療広域連合に移管されてしまったものですから、この75歳以上の方々が実際どこにいるかということ、地域にいらっしゃる反面、この1か所にいる、この沖縄県後期高齢者医療広域連合が保健事業を実施する体制というのが脆弱になったという、なかなか実施しようとしても直接的に実施ができない。ただ、後期高齢者の方々を対象にした健診等が必要ですので、この健診については市町村のほうで協力をしながら、今私たちがやっている特定健診の集団健診、個別健診を契約しているのですが、それと一緒に後期高齢者医療広域連合のほうから、集合契約ということで私たちのほうで協力をし、一緒にこの特定健診に長寿健診も一緒に合わせてやっているとところがございます。

ただ、この健診結果というのが今後どこに行きどういふふうに使われるかということ、私たちが保健事業の実施主体ではありませんので、健診結果については全て後期高齢者医療広域連合のほうに集約されますので、私たちが健診結果に基づいて保健指導とか、そういったこともなかなか難しい。委託事業で、市町村のほうで契約して委託をして、いろいろ事業のメニューとかもあるのですが、保険者がちょっと分かれてしまったことによって、自主的にとか、そういった私たちのほうとしては、また保健を充実させていけないという状況がありますので、どうしても後期高齢者の保健事業を受託してまで、また財源的にも10割もらえるということではないので、一部負担をしながら、財源的なまた負担をかけながらやらないといけないという状況があったわけです。これが岸本委員お話に出した、ただそれでは後期高齢者の増大する医療費に対

する適正な保健指導とかも今できていない状況を打開して、そういった制度を持続的に、社会保障制度の中の一環として継続させるために、持続可能な制度にするために、後期高齢者の保健事業、介護予防と保健事業を一体的にする事業というのが、制度的に出来上がっているというところで、それを今、昨年度から宜野湾市のほうでも予算立てをして実施しているというところになります。そういうことによって、宜野湾市のほうで一体的実施の事業を持つことによって、後期高齢者の方々にも介護予防と保健事業を一体的に実施していくような体制が整えられつつあるという状況でございます。

すみません。ちょっと前段が長くなりましたが、それを踏まえてまた志良堂介護長寿担当主幹のほうが今資料として提出している内容になるかと思しますので、報告があれば。また、その健診後とか、後期高齢者の方々へのアプローチについて御説明していただければと思います。私からは以上でございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ありがとうございます。要は75歳以上の方が宜野湾市民であって、保険者は広域連合である。ちょっとこのくくりが県全体になっていますよね、広域連合。だからといって、一人一人のお年寄りのというか、各市町村のいわゆる課題や、市町村ごとといっても、実際に皆さんが把握していたら、それは課題になるのでしょうか、そのままストレートに来るのですか、健康増進課のほうには、75歳以上の方々のこのいわゆる健診を受けたデータとか、そういったものが実際に来るのかどうなのか、それからまず確認したいと思います。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 私たちがあくまでもこの健診結果の把握とか、システム等で確認できるものは、国民健康保険に加入している方々の情報になりますので、健康増進課のほうでは、後期高齢者の方々の健診結果等のデータが見られるような状況というのは、個別の結果を見て保健指導できるようなところの状況では今ありません。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 玉城課長、確認しますけれども、例えば長寿健診を受けました。宜野湾市の後期高齢者の男性でも女性でもどちらもいいのですけれども、受けました、病気が見つかりました。再検査をしてくださいとかがというのは、皆さんは分からないわけですね。どのお年寄りが宜野湾市民ではあるけれども、病気になりましたとか再検査を受けましたとかものは分からないということです。

この福祉保健の概要の中には、レセプトとか件数とか金額とかありますけれども、それはあくまでも数字で、そういうデータの連携は何もないということによろしいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 お答えします。これまでの経緯でいいますと、それぞれ保険者が広域連合ということで、そのレセプトの管理も保険者である広域連合のほうになっていまして、それから個人情報関係から、それを簡単に市のほうで閲覧する、取得するというのは難しい状況が以前はあったようですが、ただ高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施事業の受託によって、どうしてもそれは個々の健康状態というのを把握しなければ、どういった取組が必要かということも検討ができませんので、そういう保健事業の実施のために必要な場合には、保険者である広域連合もそれを提供しなければならないという法改正が行われまして、今現状としては、そういった健診の結果、またレセプトの情報が、直接広域連合のほうに行くのですけれども、確認することができる状況になっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 健診を受けました。再検査を受けてください、再検査を受けました。そこでは医療機関、病院ですから、そこはもう分からない、担当できない、広域連合がこのお年寄りはこちらだ、Bの方はこうだ、Cの方はこうだというふうなことで把握をされていて、そのことを、いわゆる健康増進課でいえばデータヘルス計画とか、そういう部分の対策というもの、広域連合として本当にやっているのだろうかということはどうなのでしょう。

○後期高齢者医療係長 再検査の内容なども含めて、把握ができていますか……

○岸本一徳 委員 要はどこが、要するに広域連合が直接、やっぱり重篤の病の方も中には出てくる可能性もあります。がんの方も出てくるかもしれません。そういう場合には、例えば介護の認定を受けたり、いろんなことを市がやらないといけないので、これは連携を取ると思うのですけれども、もし病気、病院、そういう治療とかというふうなことになるときには、市は何も介入は、関わりはないというふうに理解をしてよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 市町村が何かできる手だてがないということではなくて、先ほど申したように、説明させていただいたように、沖縄県広域連合が実施するにはちょっと限界が、やっぱり広域的に見ないといけない。そこに、保健師を各地に雇わないといけないとか、いろいろやるとすれば、そういった課題もありますので、特別調整交付金というメニューがありまして、後期高齢者の保健事業を実施するために、そこで少し一部市町村の負担は出のですが、3分の2ぐらいでしたか、今変わっているかもしれないのですけれども、後期のほうで負担、国のほうで負担をして、後期高齢者の保健事業を実施できるというメニューは、これまで一応ございましたが、やはりなかなか市町村のほうで実施する市町村も少なく、後期高齢者の保健事業を各市町村で均一的にできるというような状況ではございませんでした。メニューとしては、そういったメニューはあったのですが、保健事業を実施してくださいというような、やればそういった補助メニューがあります、補助金がありますよということなんです。そこが少ななかなか浸透していかなかったという状況がございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 宜野湾市民なのだから、やっぱり様々な市としてできることは、私はやっていかなければいけないのではないかなということを考えていました。例えば介護なんかだと、先進地では、大体75歳から80歳の5年間、物すごい病気や介護に陥る率って物すごく高いらしいのです。そういう現象があって、先進地は、認定率が低いところは、その5年間もしくは10年間の対策をしっかりやれば長生きするし、それからまた病気させないようなそういう対策もできるのだというふうなことをやっているところがあったのです。それからすると、医療的なことも、もちろん75歳以上になるとどこか必ず、足が痛いとか膝が痛いとか腰が痛いとかというようなこともあるし、長年の生活習慣からくるそういう持病もあって、かかりつけ医もいらっしやいますし、眼科であったり歯科であったり様々それは個人差がありますけれども、あると思うのです。だから、私も今広域連合の議員の一人ですから、いろいろ提案したいなと思ひまして、現状本当に皆さんが手を抜いているのか、広域連合が何もやってくれないのか、制度が悪いのかというふうなことを私は確認をしていきたいと思っております。でないと、今まで沖縄県をしょって立ってきた、築き上げてきた75歳以上の方々、高齢者の方々の貢献で今我々はあるわけですから、そういう意味では本当に、感謝をしながら、

尊敬をしながら、守っていかなければいけないというふうに私は思うのですけれども、皆さんだってそういうことだと思うのだけれども、制度的なこの欠陥は、これは政治的に制度的に直していけばいい話であって、お年寄りが健康でいられるようなそういう環境、そういうのをつくっていくのは我々の義務だというふうに思っていますので、そういう面では皆さんからもう少し現状こうですよ、我々が手出しできない部分はこうですよというようなことを言っていたらかなければ、我々議員も皆さんのように専門家ではないですから、毎日その仕事に携わっているわけではないですから、分からないわけですので、現場も分かりませんし、そういうふうなことで、皆さんからいろんなことを教えていただきながら、僕は改善すべきことを提案していきたいなというふうに思っているのです。その意味で今日は、ちょっと脱線をしていると思うのですけれども、補正の審議にはなっていないと思っていますけれども、ぜひそこは酌み取っていただいて、ぜひ教えていただきたいなというふうに思っています。どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 私のまだ浅い認識でのちょっと説明にはなるのですが、これまでの経緯は先ほど健康増進課長とかからの説明のとおり、保険者が変わって、ちょっと制度的に切り離された状態になっているということで、やっぱりそれは課題だということで、恐らく国も考えたと思います。だから、この点については制度があまりよくなかったのではないかなというふうな認識ではあるのですが、当然、市としては保険者である国保加入者、国保の制度の問題があるので、赤字を含めた大きな問題があるので、40歳から74歳までの医療費の抑制をどうしていくかということに注力をして取り組んでいるという現状があります。

ただ、そういう後期高齢者医療との課題があるので、今後は、後期高齢者も含めてこの対策を取っていきましようということで、この制度が平成2年度からですか、スタートしていると。岸本委員おっしゃるように当然、対象者は宜野湾市民の75歳以上の方々、宜野湾市民でいらっしゃいますので、その方々も国保の加入者同様に対応をしていけたら一番いいのかなとは思いますが。実際に、ただそれをやるためには、例えば保健師があと10名必要だ、20名必要だとか、現実的にはまたそういった話とかにもなってくるので、現状としてはなかなか難しい面が、予算も含めです。現状、基本は、後期高齢者医療広域連合が保健事業の担当でもあるので、75歳以上の方々に対する保健事業はそこが基本的にはやると、ただできていない分を一部宜野湾市は令和3年度から、去年から、一部受託をして、連合から受託をして、一部の人に対しては保健指導とかの対策を行っている、これが資料提供させていただいた資料の裏面の事業、延べ人数的に言えば数十名ぐらいですけれども、一応一部は実施し始めた、昨年度からですね。これを今後ちょっと取組を進めていくというような今段階というふうな認識でありますので、その辺御理解いただければと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 志良堂介護長寿担当主幹、本来はやらなくてもいい仕事なのですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 やらないといけないものではあるのですけれども、今まで説明がありましたように、特定健診が74歳まで、法定報告とか、いろいろな交付金関係のものの指定というのは特定健診という部分であったので、そこに人が割かれていくというのが制度的なあまりよろしくなかった点かなというところで、今回のその一体的実施事業のスタートのきっかけになっているということかと思えます。

今、次長からも説明ございましたが、福祉保健の概要のほうに、10の6のほうですけれども、後期高齢者のところなのですけれども、こちらに後期高齢者医療制度が始まる前の老人保健制度というのがあります。

けれども、こういった制度的な流れのところ、10の6のほうで、今回この一体的実施事業が始まった経緯というのが載っております。言葉のほうでまとめてありますので、またお目通しいただければ幸いです。

1つ補足で、資料のほうなのですけれども、表のほうのものですけれども、先ほど岸本委員のほうから最初にありました広域何しているのかということなのですけれども、それがこの1ページ目のほうに書かれておまして、何もしていないというわけではなくて、こちらに書いてあるように、健康長寿訪問指導事業というのであったり、長寿健診フォローアップ事業というのは広域のほうもやっちはいるのです。ただ、全県域なのでなかなか手が回らないというのが実情で、先ほどおっしゃったように、75歳以上になると、介護予防、医療も介護が必要になってくる方々が制度上ちょっと手薄になっている。理由としては、保険者が違うから、でもそれは市民からしたら、どこが保険者だろうと、健康づくり、医療づくりには必要なところだよねということでしたので、この一体的実施事業というのを広域連合と保険者、連携してやりなさいという事業になっています。

ですので、裏のところ、一体的実施事業のほうあるのですが、令和3年度の実績、少し少なめに見えるかと思うのですけれども、事業が開始したばかりということと、この中身を見ていただくと、糖尿病性腎症とか生活習慣病予防という形で書かれているかと思うのですが、対象者が人数も多いですので、やっぱり対象を絞らないといけないということで、ガイドラインが出ておまして、糖尿病の重症化にならないようにということと生活習慣病が重症化しないようにということにもピックアップして、そこをやりなさいという、一体的実施をやる時にはそこに重点的にやりなさいというガイドラインが示されておまして、そこを今始めたところであります。

ですので、人数は少ないのですが、費用対効果としてはこっちのほうで医療費並びに介護予防につながっていくだろうということで、こちらの中で選択して事業が実施されているということになります。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。（午後3時50分）

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。（午後3時50分）

○伊佐文貴 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 説明ありがとうございます。そういう説明がないと、よく理解進みませんので、やっぱり市としてもちょっと直接介入できない部分と、それから予算の執行する側がないという、委託で受託をするという保健指導のその部分での範囲内で取り組んでいる、どうなっているのだというふうな説明だったのかなというふうに思います。

介護もそうだけれども、いわゆる医療費の抑制をやっていて効果を出したら、これは広域連合からやっぱりインセンティブ、各市町村に効果が出たらそういうふうに差し上げるようなそういうことも誘い水かなというに思ったりしているのですけれども、なかなかそれを実現するには制度の改革が必要ですので、そこはすぐに一朝一夕ではできないのかなというふうに思うのですけれども、考え方としては、市町村がやっぱり、保険者が、各自治体が本当に後期高齢者の先輩方をしっかり見ていく、それからまた健康づくりに支援をし

ていくという、その効果が出たら、やっぱり各市町村よく頑張ってくださいましたという広域連合からそういうものがあったらいいのではないのかと、単純にはそういうふうに思っているのですけれども、そこは制度的には難しいなって、現段階でもそうなのかなというふうに思ったりしますけれども、どんなですか、次長。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えいたします。現状はそういう制度はないようなのですが、後期高齢者医療広域連合も医療費が一番かかるので、1人当たり現在100万円ぐらいですか。宜野湾市の国保の加入者が30数万円です。3倍以上、後期の方々のほうがかかっているという状況があります。そういうこともあって、赤字である宜野湾市の国保特会からも後期支援金として納めていると、要するに社会保険も含めてみんなで、公費も含めてみんなで後期高齢者の医療制度を支えているという状況ではありますので、なかなか後期高齢者もそういった財源捻出難しいところはあるのかなとは思いますが、そういったやっぱりインセンティブ的なものがあると、市町村としてもちょっと頑張って取り組めるかなというところは、やっぱりなきにしもあらずなので。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 前は健康増進課の玉城課長が出向していたでしょう、職員として。そういういわば義務というか、輪番制みたいなものがあると思うのですけれども、意見を言ったり物を言ったり、市長から言わせるとかというふうなことはできるの。私も議会でやろうと思っておりますけれども、当局同士でというか、理事というか、その構成メンバーとして物言える、意見を言ったり。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、岸本委員の御質疑のまず確認なのですが、例えば宜野湾市から広域連合に出向している職員が……

○岸本一徳 委員 そういう話をただけであって、市長からとかこちらの部下だとかいろいろ提案とか提言とかでできるそういう仕組みは向こう持っているのという話、そういうシステムがあるかどうか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 もちろん宜野湾市も広域連合の構成員となっていますので、そういったところでうちの職員や部なり、あるいはちょっと協議は必要かと思いますが、市長からとか要請、そういった協議とか、そういったことはできていると思います。

○岸本一徳 委員 では、一般質問でできるのね。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 先ほど少し話が戻るのですけれども、その市町村のインセンティブの仕組みづくりというのがあればよいというようなお話の中で、ちょっと補足になりますが、保険者の努力者支援制度の中で、保険者である広域連合としては広域連合の域内でどれほど保健事業に取り組んでいるのかという、それを実施している市町村の数によって、ポイント、数、仕組みづくりはあるようです。ですので、保険者としてはそういうインセンティブ制度というものはあるようですが、ただそれが……

(「国保連」という者あり)

○健康推進部次長 国から連合にはあるけれども、連合から市町村にはないと。

○後期高齢者医療係長 そうですね。という現状でして、財源が国庫である以上、広域連合の判断でそれを市町村のほうにまた配布するという結論といいますか、こちらは少し検討としては難しいのかなと思います。ただ、間接的にはなるかもしれませんが、宜野湾市の被保険者に係る医療費が下がれば、市町村のルール負担分のところで、そこが下がってくるわけですから、直接そのインセンティブという形でないにしても、効果としては、市町村に還元される仕組みといいますか、あれはあるのかなと思っています。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 確認なのですけれども、その長寿人間ドック委託料が210万円ぐらいかかっている、そのフォローアップして、いただいた資料の人数につながるものになるのかなと思っているのですけれども、この人数が、先ほどおっしゃったように、指導する中で、保健師さんがどんどん増えていくこともあるとかという、その対象者と提携とか、実際にフォローアップする際に、保健師さんが増えていく可能性について苦労しているかと思うのですけれども、この210万円の中でやっていくのか。それとも、もちろん宜野湾市が保健師さんをこちらで立ててやらないといけないという中で、この210万円の中で、今どこまでができる範囲なのかなというのを、もし今後増えていった中で、直近すぐ増えるということは多分ないと思うのですけれども、あと3年、4年後には、やっぱりここも増額していかないと、保健師さんの負担ができていくのかなとかというのをちょっと確認だけしたくて質疑させていただきました。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 予算書の3ページの債務負担です。218万7,000円につきましては、人間ドックを受ける方への助成金、1人当たり2,200円の助成金掛ける人数分の、直接受ける方への助成金になっています。

先ほど私が説明した保健指導に係る保健師の費用、人件費とか、その辺については、例えば市独自で負担しなければいけないのかとか、もしくは広域連合から何かしら支援があるのか。制度が今あるのかないのかちょっと分からないのですけれども、そういったことでこの費用を捻出するのかとか、いろいろまた状況によって出てくると思うのですけれども、そういった意味になります。

○伊佐文貴 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 先ほどの高齢者の介護予防と保健事業の一体的な実施事業の中では、やっぱりこれまでの課題で、どうしても国保の特定健診の保健指導に注力しながら、併せて国保へ対する保健事業も強化するというのが難しい。これがやっぱり人手の課題もあったわけですが、それがまた新たに市町村のほうに負担して、人を配置するというのは難しいというのも一つ要因としてはあったのかなと思います。

この高齢者の一体的な実施事業の中では、そういった課題に対応するためといいますか、人件費に関しても補助が出ていまして、具体的実施事業トータルでコーディネートを統括する企画調整の専門職と、それから実際地域で支援を行う医療専門職に対してそれぞれ人件費が、上限はそれぞれあるのですけれども、全額この委託料として補助が入ってくるという流れになっていますので、そういった意味で市町村が後期高齢の保健事業に取り組みやすいように、流れが今少しずつですけれども、つくられているのかなと。

○伊佐文貴 委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第75号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後4時03分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後4時04分)

○伊佐文貴 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月12日午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後4時04分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和4年12月12日（月）2日目

午前10時00分 開議

午後 3時20分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	伊佐文貴
委員	棚原明
委員	座間味万佳
委員	伊佐哲雄

副委員長	屋良千枝美
委員	松田朝仁
委員	山城康弘
委員	岸本一徳

○欠席委員（0名）

○説明員（18名）

総務部長	多和田真満
企画部長	泉川幹夫
財政課 財政担当主査	佐喜眞隆司
行政経営室 行政経営担当主査	中村誠
介護長寿課 介護長寿担当主幹	志良堂孝
介護長寿課 認定給付担当主査	我如古由美
介護長寿課 長寿支援担当主査	西英理
健康増進課 予防係長	前田美和
指導課 指導係長	佐伯進

総務課長	福本司
財政課長	小橋川陽介
行政経営室長	金城美千代
健康推進部長	伊佐真
介護長寿課 認定給付係長	喜舎場健次
介護長寿課 長寿支援係長	国頭陽子
健康増進課長	玉城悟
指導部長	松本勝利
指導課長	崎濱暖代

○議会事務局職員出席者

主事	伊佐直樹
----	------

○審査順序

陳情第 8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

- 議案第 79 号 宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 令和 4 年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 82 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 令和 4 年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 75 号 令和 4 年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 88 号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 請願第 1 号 沖縄県に早急な PFAS 血中濃度検査等を求める請願
- 陳情第 1 号 学校における子供の健全な育成を求める陳情
- 陳情第 5 号 母子生活支援施設設置について
- 陳情第 7 号 令和 5 年度福祉施策及び予算の充実について

令和4年12月12日（月）第2日目

○伊佐文貴 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

○伊佐文貴 委員長 陳情第8号 带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情を議題といたします。
質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

（事務局朗読）

○伊佐文貴 委員長 本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 おはようございます。今、陳情が出ているわけですから、この带状疱疹ワクチン接種の費用というのは、宜野湾市は助成をしていないと思うのですけれども、この原因が水痘症と出ていましたが、これはあれですね。福祉保健の概要8の24では、これ子供の接種、これ予防接種事業の中に定期接種実施状況というのがあるのですけれども、下から6つ目が水痘、水ぼうそうと書いてあるのですけれども、対象者が2,000名余りもいたから、これは恐らく子供の人数というふうに思うのですけれども、带状疱疹という、例えば県内で多くなる時期とか、それからまた宜野湾市が異常に高いとか、何か特徴的なそういう現象というはありますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 まず、福祉保健の概要の8の24の水痘に関しては、小児の1歳から3歳までの定期接種の方の対象になります。今回、中部医師会から要望がありました50歳以上の方になりますが、それに関しては任意接種のため、こちら宜野湾市のほうでは、その接種率とかそういう罹患率というのは、正式な集計はしておりません。なので、分からないところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これ医師会の団体からの陳情ですよ、医師会としての。恐らく、医療費への懸念というのですか、相当対策しないといけないとかということなのかどうなのか、この時期に陳情を出してくるといふ意味合いも含めて、何か把握しているものがありますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 私どもが把握している限りでお答えすることになりますが、実際、陳情が出ているということですので、带状疱疹の罹患数、患者さんが増加傾向にあるということは、中部地区医師会のほうからありまして、あとどうして増えているかという状況、詳しくは少し分析とそういった把握、国のほうからの把握とかはしてはいないところなのですけれども、新型コロナウイルスに感染して、そういった免疫力の低下とか、そういったことは指摘されているような状況ということでは把握というか、そういった影響があるのではないかとということでの話は伺っているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 これ、例えばこの50代以上の方々の免疫力が落ちたときに、衰えたときに、いわゆるウイルスが動き始めるということだというふうに予測するのですけれども、例えばそういう方々というのは、免疫力が落ちたということは、要するにそこを抑えるだけの力がないからそうなると思うのですけれども、パーセンテージ的に、例えば発症すると入院騒ぎまでなるのですか。入院にまで至るようなそういう事態になるのですか。そうすると、この辺はまた医療費もはね返ってくる話だというふうに思うのですけれども、宜野湾市としてはこの件はあまり危機感を持っていない。それとは別の話だという認識なのか、ちょっとそこから辺の説明をお願いできますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えします。带状疱疹にかかる経過というのですか、シーンについて少しお話ししますと、水ぼうそうのウイルスが原因で起こる皮膚疾患ではあるのですけれども、子供の頃にかかった水ぼうそうのウイルスが体の中でずっと残っていて、長時間潜伏して、それが免疫低下、ストレスとか含めて、体力的にも低下したときに带状疱疹として発疹するというところは一般的な症状については説明があるところではありますが、これが比較的、中部地区医師会の陳情の説明にもありますように、50歳以上の方については、免疫力の低下があるというところから発症する患者さんが多いというふうに伺っております。

ただ、これが重症化して、例えば副反応、带状疱疹にかかることによって、何か重症化して入院をしたり、介護に陥ったりとか、そういったところで医療費とか介護給付費で影響しているかというところ、今のところ、私たちのほうで、申し訳ありませんが、そこまでちょっと把握し切れていなくて、恐らく今までこういった指摘はされていないところから、ある程度、神経痛とかの症状が残るということは分かっておりますが、それが带状疱疹が直接的な原因で医療費が急激に、ほかの脳血管疾患とか脳梗塞とか糖尿病、人工透析などに至るというような因果関係というのは、私どものほうでは把握していないところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この带状疱疹、これあれですか、ウイルスは1つなのですか。幾つかあって、それが複合的に発症するのか、この辺はちょっとよく分からないので今お伺いしているのですけれども、まず答えられる。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 こちらは、水ぼうそうのウイルスということなので、1種類のウイルスになります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最近、保険適用にもなって、胃がんを発症するピロリ菌、あれも50代、60代になって、いわゆる免疫力というか、体力というか、なくなったときに悪さをし始めるというそういうあれもウイルスですよ。だと思のです。全然違う話なのですけれども、要は50代、60代になると体力とかストレスとか様々、年齢的なものもあるし体力的なものもあるし、この免疫力というのも総合的に落ちていく。ストレスがたまるのも原因なのか何なのか分かりませんが、要はそういう自分が治癒する力が少なくなってきたときにそういうのが発症してくるという話ですから、今これは助成制度的な、ワクチンの助成をしっかりと行っていたきたいという陳情だと思うのですけれども、その前に、こういう陳情が出てきているわけですから、ワクチンを打つと幾らかかかりますとか、そういうのは健康増進課としては周知、市民に対してやっているのでしょうか。それとも、こういったのは、例えば50代、60代は大体かかりつけ医がいて、二月、三月ぐらい

に1回は病院に足を運んでいるとかというのがありますから、そういう通院をしているところでそういうふうに教えてもらう、どんな数字なのか。どのように行政としては考えているのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 まず、周知に関しましては、任意接種のため、ホームページで周知とかしていないのですが、昨今、CMとかでこの带状疱疹ワクチンを受けましょうというようなCMがちらほら見受けられて、それに市民からの問合せが年間何件か入っています。そのときに、市内で受けられる医療機関を案内したり、あと金額とかもホームページ、ネットとかでもおおよその金額があるので、そちらを案内して説明しているところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ネットで調べますと、これ名古屋市、ここは助成をしている市なのですけれども、带状疱疹ワクチンは現在2つの製品があるということで、シングリックスとビケンという2つの製品名があるのですけれども、この2つ以外にはないのですか。ほかにもたくさんあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 今の2種類のワクチンのみです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 1回接種して終わりですか、2回やらないと駄目とか、いろいろまたあると思いますけれども。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 ビケンという生ワクチンに関しましては、こちらは2016年から、1回接種になっています。費用に関しては7,000円から1万円程度になっております。もう一種類のシングリックスというのは、不活化ワクチンといたしまして、こっちは2回の接種になっています。1回当たり2万円から3万円と金額が異なっています。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 定期接種とか、接種しないといけないとかというのは、これ国が決めると思うのですけれども、何かあまりにも高いですけれども、結局使う人が少ないから高いのか、それともこれを安く市民に提供できるようなことというのは、やっぱり助成制度以外にないというふうに理解はするのですけれども、この辺は病気するよりは打っていたほうが良いと思いますけれども、打つタイミングとかというのは、本人が希望ですと、こういうのは簡単ですけれども、どこでどう判断をするのかということ、やっぱり健康増進課としても市としても、そこは市民に対して、例えばインフルエンザがはやっているときには、そういうワクチンを打ったほうが良いですよという勧奨が来るではないですか。そういうものってないのですかということをお伺いしたいのです。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 現時点では、高齢者インフルエンザに関しては、65歳以上の方に関しては定期接種なのでこちらのほうからも通知をしているところですが、こちらの带状疱疹に関しては、任意接種のため積極的勧奨をしていないところです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 私は、実際発症して入院まで、重篤なものが出てこないようにするためにどうするかと

いうふうなことを市としては周知徹底というか、啓発というか、そういうことを私はやったほうがいいのではないのかなというふうに思います。

大概、熱が出てから、病状が悪化してからみんな病院に行くのです。要するに、そういうことをしない前に、やっぱり予防的なことが、誰でもかれでもうったほうがいいですよという話ではないということですよ、今。定期接種ではないわけですから、ということは、本当に体力的に落ちているとか、そういうのが顕著に自分で分かるようであれば、そういうふうなこともかかる前に、重症化する前にそういうふうなことをやらないといけないのではないかなと、やったほうがいいというふうに思うのですけれども、そこは市民は分からない人が多いと思うのです。そういうことを自治体としても助成を出しているところは、より積極的にこれを活用してくださいというふうなことを言えるのだけれども、やっていないから、わざわざそういうことを周知することが駄目なのか。助成制度がないからそれができないのか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。今、岸本委員のおっしゃるように、带状疱疹の助成については、特に今回陳情で、また私たちも把握しながら、問合せは年に4件程度ということで担当のほうから伺っているところで、問合せは少しあるものの、まだ助成についてやるかどうかというところまでは検討とかまでは全然至っていない状況ではありますが、今国のほうからも、患者さんが少しずつ増えてきているような状況で、CMでも今带状疱疹ワクチンの接種を受けましょうということでCMもされているところから、市のほうとしても、带状疱疹とはどういった症状なのか、そういった市民の方たちに带状疱疹の症状の説明とか、それに対して何か予防というか、日頃から免疫力が低下しないような体調管理に気をつけましょうというところであれば、この周知等またやることのできるのではないかなと、できるところから少し検討して進めていきたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に、すみません、教えてください。例えばかかりました、再発しましたと、要は50代、60代になりました。そういう体力的にも落ちました、かかりました。そうしたら、例えば今症状も出てきました。結局、治療薬としてはこのワクチンを使って治療していくのですか。そのことだけ教えてもらえますか。治療方法というのはまた別にあるのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 予防接種に関するQアンドAの中から抜粋したところなのですが、ちょっと詳しく説明できないです。

○岸本一徳 委員 そういうことも恐らく市民は知りたいはずですので、もしかかった場合は、家族の中にそういう人が出てきたら、私、友人に入院までした人がいるのです。やっぱり神経的なそういう症状が出てきたみたいで、ただ1つ、病院食で痩せてよかったって私にうらやましがらせるようなそういう言い方をしたの分かりませんが、自分の健康は自分でしっかり守っていかないといけないのだなというふうなことをそのときに分かったのですけれども、だからやっぱり必ず年を取るのですけれども、加齢をすることによって、そういうことが引き起こされるということがやっぱり市民にしっかり周知させていかなければいけないことではないのかなというふうには思います。これは、陳情というのは、どういう原因で理由でという細かいことがちょっと、背景がよく見えない部分があるのですけれども、ぜひ皆さんはそういうことを感じ取っていただいて、どう市民を守っていくかということを取り組んでいただきたいなというふうに思って

います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 少し補足して説明させてください。今、国においてはこういった検討がなされているかという少し説明なのですが、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会という部会が厚労省の中にありまして、そこでまた小委員会というところが、そのこのほうでは、平成30年にワクチン評価に関する小委員会ということで議論されているようです。その中で带状疱疹ワクチンによる疾病負荷は、一定程度明らかになったものの、引き続き期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされたということで、かなり以前の話であるのですが、平成30年にそういった議論がされて、今、そのまま定期接種化を検討しているワクチン、幾つかの種類の中の一つとして、この審議事項の中に置かれているというところの状況でございます。

この定期接種化の議論に当たっては、ポイントとしては、対象疾患が疾病によりどれぐらいの負荷がかかるのかとか、致命率というのですか、亡くなるに至る確率とか、定期接種化によって広く蔓延を予防する必要性、感染力が強いのか、高いのかとか、そういったのを本当に定期接種が必要なのかというエビデンス、データなどの集積がどれぐらい重なっていくのかというところが検討のポイントとなっているようでして、恐らくそういったところを今検討をしているような状況であるというふうに把握しています。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしくお願ひします。岸本委員からいろいろ話がありましたけれども、私の知り合いにも何名か带状疱疹にかかったという、かなり重症で、6か月ぐらい悩んでいたというのがあります。ここでいう80歳以上で3人に1人が罹患するという形であれば、もっと前に国のほうで制度化して、ワクチンの有効、今まだ確実性はないのかもしれませんが、それがやめづらいのかと、不思議な……その方は今6月ぐらいから落ち着いて来ているということではありますが、それについて、最後の段落の「つきましては」というふうなところなのですが、要はそれにかかる医療費というのが結構かかっているわけです。ということは、国保加入者の中にも当然御高齢の方々いっぱいいるわけですから、それによって医療費がかなり、費用が出ているというようなところは予想できると思います。

その助成をして、補助金を出して、それが少なくなるということにつながるのであれば、一応先行投資、費用対効果というところを考えた場合に、どのくらい助成するかにもよると思うのですが、それは一定程度効果として期待できるのではないかなと思うのですが、この公費助成の金額を幾らにするかによっても違ってくると思いますが、その辺の考えというのはお話しいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。今、伊佐委員の知り合いの事例を出されて、かなりこの方については、80歳以上の高齢の方で、6か月以上入院されていたということではあるのですが、私どものほうで今、宜野湾市の今年の医療費がどれぐらいかかっているかということであれば、別のデータとかからどれぐらい費用がこの带状疱疹によって費用がかかっているかということまではちょっと把握していないので、医療費にどれぐらい効果があるかというのは申し上げることは今できませんが、その辺も今後もし、市が独自で助成するに当たっては、そういった観点も、費用対効果、あるいはまた国のほうで任意接種として認められてまだ日が浅い、2016年から認められているという状況もありますので、その辺の少し副反応の状況等もまだ確認をしていない状況、国のほうも恐らく今からまた副反応とか健康被害についての状況も見ているところだとは思いますが、そういった状況を把握しながら、もう一つは、県内の市町村の実施状況等も、今県内

では、恐らく、私どもが把握しているところでは、費用の助成しているところがございませんので、そういったところも事務研究会等の中での意見交換をしながら、把握に努めながら、少し状況を確認していきたいと考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、かかった状況、週1回病院に行って、この方は国保ではなくて、健康組合なのですけれども、やっぱり3割負担ですか、結構な自費でしているということで、7割は健康保険、国保ではありませんが、そこから出ているということになると、逆算すると結構な金が出ているという計算が成り立つのです。

注射を打つらしいですね。しかも、喉のすぐ近くに打つらしいのです。もちろん恐怖感もあります。かなり負担になってしまうのです。というようなことがありましたので、それで公費助成することによって、ワクチンを接種する方が増えて、結果的にその带状疱疹にかからなくて済む市民が増えるのであれば、より効果が期待できるのであれば、それはまだよそはやっていないということでもありますけれども、研究を重ねて、早く、私は個人的には助成をすべきではないかなというふうに思います。

いろいろな情報が健康増進課のほうに寄せられてきていると思いますが、その辺のところを例えば抜粋して、教えていただきたい。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほど国の検討状況について少し状況をお話ししたところでございますが、その中で带状疱疹ワクチンについての罹患率についてなのですが、60歳代以上の方で年間1,000人当たり10人程度の罹患率があるということと、あとその中でまた罹患した方の中で入院した方の率としては3.4%程度ということでのデータは出ています。

伊佐哲雄委員もお話ししていたとおり、この罹患した方が高齢になればなるほど、やはりその後遺症にかかる方も出てくるというふうな資料が厚生労働省のホームページから調べたところ、出ているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、1,000人に10人とおっしゃっていましたがけれども、要は1%ですよ。これ1%の方が罹患するということなのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 60歳以上の方の。

○伊佐哲雄 委員 この中では80歳以上の方の中では3人に1人が罹患するということになっていて、先ほどの岸本委員から、名古屋市のホームページから見ても、80歳までに3人に1人がかかるとなっている。これちょっと大きな差がありますけれども、どういう。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、伊佐哲雄委員が用いているデータがどういったデータから用いているかが分からないのですが、私どもが今厚労省のホームページから検索して探せるデータとなっておりますので、ある程度きちんと整理された国の研究に基づくデータというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ということは、この陳情書のデータに誤りがあるというふうなことになると思います。

うのですけれども、それどうなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 すみません。少し説明が不足していたかと思いますが、厚労省のデータについては、年間というふうに説明が付け加えられていまして、中部地区医師会の、今陳情書に記載されているのは、詳しくは書かれていないので分かりませんが、恐らく生涯というのですか、1年間だけのデータではなくて、80歳までになるので、少し統計の取り方が、国の統計の取り方とは、今、私が確認したデータとは統計の取り方が少し異なっているかと思います。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 厚労省が発表しているのは正確性が高いとなると、そうなる、私の知り合い、先ほど言ったように何名かということでお話ししましたが、決して1%ではないような気がします。厚労省は信用できるデータかなと思いますが、あまりにも差が大きいものですから、この辺はちょっとお調べになったほうがいいのではないかなと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 1つだけお聞きしたいのですけれども、当局としては、この帯状疱疹のワクチン接種ということですが、その帯状疱疹の症状というものを把握なさっていますか。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課予防係長。

○健康増進課予防係長 帯状疱疹にかかったときの症状に関しては、まず赤い斑点が出て、そちらから違和感、痛みが出て、そこからまた2〜3日で水膨れになって、そこがただれてかさぶたになったりという症状が終わって、また人によって後遺症を発症して神経痛になるというのが症状です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 そのとおりだと思います。私もまだ経験はないのですが、やはり伊佐哲雄委員の言うように、友人の60代の方々が帯状疱疹にかかったということで、しかしただこの湿疹だけではなくて、赤い湿疹が出るだけではなくて、痛みも伴うものですから、本当に入院したりという、通院したりというのが長期にわたる。その痛みというものは、大変もう寝られない状態の痛みだそうです。ですから、医師会のほうも帯状疱疹ワクチンの接種をということで呼びかけていると思います。年々国のほうでも帯状疱疹が増えてきているという状況が出ているということでの危機感で、この陳情が出てきていると思うのです。ですから、本市としてもこの症状を理解することも大切ですが、やっぱり細やかな症状をしっかり理解してあげて、それを市民に周知する。帯状疱疹のワクチン接種というものの必要性というものをもう少し理解してあげなければならないのではないかなと思いますが、いかがなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えします。屋良委員のおっしゃるように、担当課としても帯状疱疹の件については陳情書も出ていて、国のほうのデータでも評価しているということですので、やはりそういった状況というのは常に把握していかないといけない。症状についてもかかった方でかなり入院が長期化されているという状況もありますので、そういった市民の問合せ等にも丁寧に対応して、状況等も、宜野湾市民がかかったような状況というのも丁寧に対応はしていかないといけないというふうに考えておりますので、今回、陳情が上がってきて、またこれについて今、ではすぐ予算化をしてやるというところではなくて、まだその状況を確認しながら、国のほうにもありますとおり、疾病の負荷どれぐらいかかるのかとか、本当に感染力が高いの

かどうかとか、あるいは新しいワクチンも、不活化ワクチンとか出てまだ間もないところもありますので、そういった効果とか、ワクチンの効果、また副反応とかそういった状況とかどうなっているのかとか、そういったところも確認をしていきながらでないと、また調査をしないと検討化して、また実現というのは難しいかと思っておりますので、まずは把握をして、他市町村とも状況も確認しながら調査していくというのがまず必要だと思っておりますので、そういったところでもまず把握をしていくということで考えているところでございます。今回、初めてそういった状況というのが、直接的に中部地区医師会のほうからも出ていますので。

○屋良千枝美 委員 よく分かりました。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 1点だけ、皆さんが一応議論いろいろしているのですが、やはりインターネットを見ると、带状疱疹を都道府県で取り扱っているところ結構あって、PRも結構やっている状況があるので、今の話のように、結構年配の方たちは、これ悩まされている部分もたくさん話聞く、ここの話聞くだけでもあるということなので、実際、宜野湾市の市報であったり、またホームページであったり、他府県の状況を見ながら、带状疱疹というのはこういうものだということをしお知らせする部分でも、ワクチン打てというわけではなくて、そういうものも一つ病気としてあるのだということをしお知らせしてもらって、耳鼻科のほうで、ちょっと別の話なのですが、このウイルスが免疫の低下によって顔面神経を起こす、若い人たちにも結構、前からあるとは聞いたのですが、ちょっと自分に近い者になったものですから、免疫の低下であったりいろんな部分で周知であったりこういう病気、顔面の神経がおかしくなって顔が動かなくなったものから、脳梗塞と思ったのですが、そうではなくて、リンパ、中耳のところの炎症が起って、それから顔面神経を起こしたということになったのですが、要するに何が言いたいかといったら、ある程度皆さんが周知していれば、この病気はもしかしたら、この病気はこういうものだったというのが分かりやすく、また病院にもいち早く行けるのではないかなというものがあるので、ここまで医師会のほうが陳情を上げているところですので、ぜひ市民の人たちにも市報などでこういう病気も、带状疱疹というものがありますというものだけでもぜひ周知できたらと思って、その話です。すみません。よろしく願いいたします。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 これまでの皆さんのお話の中で、私の身内にももちろん带状疱疹にかかった方はいます。60歳代でかかった方は3週間入院されて、90歳近い方は1か月入院しました。そして、私の知り合いの30歳の方も今年带状疱疹になっていますので、50代からということではなくて、やっぱり若い方にも免疫の落ちた方にもなっていますし、60代の方は抗がん剤のときに免疫が落ちたときにやっぱりなるということなので、がんの治療をされている方に関しては、特にこの免疫ということはずごく関心が、不安に思っているところなのかなと思います。

この陳情書にもあるのですが、接種希望者はぜひ全額自己負担でというふうにあります。先ほどお話の中で、ワクチンの接種は、生ワクチンに関しては7,000円から1万円、不活化ワクチンに関しては2万円から3万円というふうな、1回のこの接種費用というのにかかるというふうにおっしゃっていたのですが、県外で、他都道府県において公費を助成しているという件に関しては、どういった助成、全額助成なのか半額なのか、一部助成でという形でどういうふうな助成をしているのかというのをちょっとお話ししていただけると、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今把握している範囲でお答えしたいと思います。今年の5月時点で、全国の32の自治体がワクチンについて公費助成しているということは調べておりますが、この負担割合については把握していないところですが、ちょっと福岡県の太宰府市が50歳以上の方を対象に、1回5,000円程度の助成を行っているようであるということです。直接太宰府市に確認しているところではないのですが、ホームページ等で調べたところによると、1回のみ助成で5,000円という助成を行っているところは、太宰府市のほうで行っているようです。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。私も幾つか調べたのです。先ほど岸本委員のほうからもあったのですが、名古屋市のほうでは半額に近いものでありますし、多分千葉県いすみ市は、不活化のみなので、2分の1、上限を1万円までとしてなのですけれども、やっているようです。なので、この自己負担、全額助成となると、市が持つ負担というのかなり大きくなると思いますので、少しでもこの一部負担、半分という形でもいいので、助成をして、医療費の削減に通じる、また皆さんの痛みや病気というところの不安解消にもつなげられたらいいなというふうにも思いますが、ぜひこの带状疱疹について、これから市のほうでどういった取組をしていくのかというのを考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○伊佐文貴 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 御意見ありがとうございます。今、私どものほうでも厚労省のホームページ等からしか、なかなか把握できない状況でございますが、中部地区医師会の宜野湾班の先生方とか、現場にいる先生方のお話、実際どうなのかという部分も少し今後確認していきながら、また調査していきたいなというふうに、いろいろお話を聞きながら、現場の先生方の話も少し聞きながら、検討してまいりたいと思います。

○伊佐文貴 委員長 進めてまいります。

審査中の陳情第8号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第79号 宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第79号 宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

では、本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 議案第79号ですよね。

○伊佐文貴 委員長 はい。

○岸本一徳 委員 条例の新旧対照表を見ているのですけれども、1 ページ、左現行で右改正後の案ということで、一部付け加える文章があるのですけれども、この月額5,000円に、駐車料金設定してスタートしたのはいつからなのですか。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 5,000円ではありませんけれども、自動車については3,000円、バイクについては500円、それを平成27年から徴収しております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 現行、これあれでしょう。条例ですか。5,000円と書いてあるけれども、5,000円は徴収していない。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 条例上5,000円を上限とするということで、3,000円、500円については規則で定めております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そこは、今回改正をする中身にはなっていない、そういう認識するのですけれども、これほかのところにはそういうふうにちゃんと金額的なものを付されているのですか、書かれているのですか。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 ほかのところというと、ほかの公共施設。

○岸本一徳 委員 条、4条とか3条の幾つとかというのに、今のような徴収の3,000円とか500円とかというそういう料金の表示がされているのですか。

○総務部次長 規則にですか。

○岸本一徳 委員 この中に。要するに、これはあれですか。料金的には3,000円、500円というのは、今後改定があるとか変更があるとか見直しがあるとかという前提でされているのか、もうこれでほぼ固定だというふうなことでいいのかどうか。この辺の……

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 もちろん金額につきましては、周辺の月額駐車場の料金とかも勘案しながら定めていくものと思っております。なので、条例上は上限ということで5,000円と定めておりますけれども、これがもちろん改正、周りが上がればそういったことも検討はされていくものと思います。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この現行の月額5,000円を上限とすると書いてあるのですけれども、これはあれですか、どこか参考した、準じたという部分があれば、宜野湾市だけの話なのかどうか。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 実際に周辺の自治体において、職員の駐車料金、那覇市が5,000円、周辺ですか、今の自治体の……

○岸本一徳 委員 どこを参考に基準を決めたのかという。

○総務部次長 3,000円につきましては、先ほど言ったように周辺の月額使用料等を参考にして、3,000円と定めております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 他市はもう既にスタートしているところはあったと思います。宜野湾市が始める前にですね。そこは、市によってこの料金については違う、相違するのだという理解でよろしいのですか。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほどお話ししたように平成27年から徴収はしておりますけれども、教職、学校に関しては当面の間は徴収しないというのを決定しております。それにつきましては、いろいろな条件、学校の先生たちへの条件等があったというふうに認識はしております。ただ、平成27年からもう数年たちましたので、改めて検討した結果、公用車の配置とかタクシーチケットとか、そういったものを充てるということをもって、駐車料金は徴収していきたいということにはなっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 以前は、駐車料金取らない以前は、学校の先生方も自分の自家用車を学校の業務で使ったりとかというふうなことをしていたというふうに思うのですけれども、そういうことも含めて、駐車料金も取る、そしてまた実際に公用車として、市の場合には各ポジションポジションで公用車を使って徴収をしに行くとか、それからまたいろんな調査しに行くとかというふうなことでやっているというふうに思うのですけれども、それとイコールかどうか分かりませんが、学校のほうでも子供がちょっとけがしたらすぐ病院に連れて行くとか、救急車を呼べるような状態であればいいわけですが、そういう先生方の、いわゆる仕事上の公務という位置づけで車は使わなければいけない、バスでないといけないとか、そういうことではなかったと思いますので、そういうときにはやっぱり駐車料金を取らないで、そういうふうな活用の仕方をしていたというふうなお話も以前には記憶をしておりますけれども、そういう意味合いでは、しっかり学校として先生方が業務に、仕事として携わる、そういう仕事としてどうしても車を使わないといけないという場合にどうするかというのですが、その対策はできているわけですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 岸本委員の御質疑にお答えいたします。行政財産の使用料条例は、先ほど総務部次長から答弁ありましたとおり、平成26年12月の議会において徴収する根拠が位置づけられて、平成27年4月から徴収が開始されております。岸本委員御指摘のとおり、自家用車の使用等、あるいは学校の環境整備とかも含めて、そういったのが整っていないというところで、当分の間、学校においては施設使用料を徴収しないということがそのとき確認されてございます。

また、今回は、こういった各学校のほうに公用車の配置であったり、タクシーチケットの配布等をして環境整備も整えながら、令和3年10月にこの使用料、手数料の見直しに関する基本方針を経て、学校においても駐車料金を徴収するということが確認されて、今現時点で手続を進めているところでございます。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そもそも駐車場使用料徴収に関しましては、各公共施設における駐車場というのは、その目的があって設置されております。なので、いわゆる目的外使用料ということで駐車料の徴収はしております。これにつきましては、法律に基づいて措置を行っておりますので、学校も例外ではないということもござい

ますので、それはつけ加えておきたいと思えます。以上です。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。先ほど次長がおっしゃいました、今回は駐車場の収入の件ですが、公用車の配置をするというふうには、13校あるから1台ずつと13台ということになるのでしょうか。タクシーチケットの利用をしてもらおうということで、タクシーチケットを配布するということなのではけれども、それ金額的には、1校にどれだけのタクシーチケットの予算を要求しているのでしょうか、その点だけお答えいただけますか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。まず今、今回の公用車の配置におきましては、小中学校各1台、13台、今リースでもって調整する予定で今進めているところでございます。

また、先ほどの公共交通の利用に関しましては、タクシーチケットというところで小中学校各35万円、幼稚園で15万円を今検討しているところですが、こちらは令和5年度の新年度予算で計上していくところになりますので、今、沖縄市さんとかそういったところを確認しながら、この金額で手続を進めたいというふうに市教委としては考えているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。13校に1台ずつということでのリースであります、金額も予算立てているとは思いますが、私駐車料金に関するアンケートを中頭支部のほうからいただいてまいりました。やはりその先生方が車を利用する、自分の車を利用するのはどういうことが一番多いのかということではありますが、出張ということが一番多い。そして、子供たちの家庭訪問というものが行事の中で、その1年間を通しての家庭訪問がありますが、それにも使うということです。そして、家庭訪問の期間の家庭訪問、さらにいろんな問題があった場合の家庭訪問という2通りの使い方がありますが、そうすることで自分の自家用車を使っているというのがあります。ということは、かなりの頻繁、出張で先生方は年に2回か3回はいろいろな出張があって外に出るということも、研修会があって出てということもあります。そういうことでみんな自家用車を許しておりますが、特に家庭訪問など、不登校などが出てくる場合には、やはり家庭訪問などをしないといけないということもありますので、そういう形でも公用車1台というものは、本当にフルに使うということになってしまうかもしれませんが、大変なことではないかなと思えます。やはり教職員の中ではそういう反対の意見、なぜこういう、自分の車を利用しながら子供たちの指導に当たっているという状況の中での駐車場の徴収というものを、やっぱり不思議に思っているということがあります、そういう採算は見ているのでしょうか。そういう子供たちの指導で外に出る、リース、この公用車を使う。リースの代金とかそういう、要するに本市市内では頻繁に家庭訪問ができないという懸念も考えられますが、そういう面でのやはり学校現場は物を扱う部署ではなく、子供たちとの関わりでの指導が主になっておりますが、そういう面はどういうふうにお考えでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。先ほど制度導入の趣旨に関しましては、総務部次長からも申し上げたとおり、行政財産の使用に関しては本来の目的がございまして、学校であれば、児童生徒に教育のほうを提供するところというところでもあります。その中で教職員の通勤に使う車に関しましては自家用車になりますので、その部分に関しましては、地方自治法の規定に基づいて、目的外の使用を認め、学

校長が許可をして、それに関して使用料を徴収するということをございます。

また、先ほど岸本委員からもあったように、平成27年4月から実施はしてございますが、そういった環境整備が整えられていないとして、当分の間、学校のほうは徴収を行われてきませんでした。今回の部分に関しましては、確かに公用車1台というところではございますが、今、4月、5月、屋良委員おっしゃるように家庭訪問の時期が重なりますので、公用車1台では不十分な面もございますので、そういったところで自家用車の使用を頻繁に行う先生に関しましては、4月、5月の使用料の徴収を半額にするなど配慮等もしながら、手続を今進めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。そういう理由ということなどは分かりました。というのは、学校現場の中での、今まで、平成27年度にお話があったということで、それが流れたというのは、環境整備が、環境が整っていない、駐車場の環境が整っていないということでの、また次年度からということの流れが来ているということですが、それに伴う学校現場の駐車場の完備はしっかりともう整っているということでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 屋良委員の御質疑にお答えいたします。あくまでもこの行政財産使用に関しましては、先ほど来申し上げているとおり目的外使用でございます。あくまでも駐車場使用料というところではなくて、学校長がその学校の機能を損なわないような形で、学校長が許可をする際に、その目的外の使用を認め、使用料を徴収する形になります。なので、通常の駐車場料金を設定して、自由に駐車していいですよではなくて、あくまでも学校の本来の機能を損なわない範囲の中で許可をし、整備するものであります。

ただ、やはり教職員の数とかもたくさんいらっしゃいますので、そういった整備も今回承った使用料で、また今後、環境整備等も図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 私のほうも中部支部の宜野湾市教員の方のアンケートを見させていただいているのですけれども、先ほど目的外使用料として学校側として徴収するというところだったので、このアンケートによりますと、徴収されることによって負担が出てくる。それであるなら宜野湾市のほうに希望を出さないというような意見も出てきます。そうすると、子供の教育に関して支障が出るのではないかなというふうに思うのですけれども、そのとき教員が子供たちに教えるというのが一番の教育というところが目的だと思っっているのですが、目的を達成するための教員が宜野湾市に希望を出さないというのになると、後者としての目的外使用という意味とは理解ができるのですけれども、教育に関してというところで、教員が来たがらない、希望をしないというところでの負担と、この目的外使用料というところの、教師が来るために、来たいと思うというところになると、ここの部分とはまたちょっと別意味合いになるのかなというふうに個人的には感じています。しかし、目的外使用料としてというところで、教員が来たがらないということ、宜野湾市のほうに希望を出さないというような意見が多数見られるのですけれども、宜野湾市教育委員会として、教師が希望をしないということに関しての意見というのにはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。今回の沖縄県職員中頭支部のほうから、そういった陳情のほうが出されているというのは承知しておりまして、座間味委員おっしゃるような形で、県内、市

町村によって駐車場使用料を徴収する自治体、徴収しない自治体があって、ちょっとこれでは希望したくないというところの御意見があったというのは、承知してございます。

ただ、教育委員会といたしましては、やはり先ほど申し上げたとおり、平成27年度から他の公共施設においては使用料を徴収してございますので、目的外使用として、今回、先ほど屋良委員からもありましたとおり、公用車の環境整備、あるいはタクシーチケットの予算化、また沖縄市さんと納付書で各自その時間内に納付をしに行かないといけないところも、このシステム化等をして口座の引き落とし、4月、5月に自家用車を使うところの徴収の額に関しては配慮等をして、うちとしては制度として本来自治法に基づいて徴収を行わなければならないということもございますので、そういったところで環境の整備は、手続として進めていきたいというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 今のお話だと、環境整備という、条例があるからということのお話だったのですけれども、教育委員会に学校に教員が希望しないということに関してのお答えではちょっとなかったのかなというふうに思っているのですけれども、先生が来なくなった場合、希望しなくなった場合というときのことについてどういうふうにお考えなのかという、もう一度お聞かせ願っていいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げたとおり、組合のほうからもそういった陳情の中で、アンケート等の答えがございまして、そういった使用料を徴収される自治体には異動したくないというところは、アンケート等で出ているというのは把握してございます。先ほど来、県教職員の人事に関しては、市町村で関知できるものではないので、あくまでも沖縄県のほうで配置設定されるものですので、そこは難しい部分がございますが、市としてはやはり子供たちの教育が充実できるように、当然、教員のほうが希望していらっしゃると思いますし、そのために先ほど市教育委員会としてできる環境整備のほうに関しては、先ほど来申し上げるところを行えるように進めていきたいというふうに考えてございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 例えば、今現在なのですけれども、交通費とかというのも教職員の方にもし出ているのであれば、この部分を上乘せではないのですけれども、交通費が出ていないのであれば、ガソリン代が今高騰している中、ガソリン代が高くなっている、さらに学校からも徴収されるという、教員に対しての負担も大きくなるのかなと思うのですけれども、この交通費に関してもお聞かせ願ってよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 県費職員に対しては、距離に応じて交通費は出ています。バスで来る場合は、バス賃は全額負担されています。市費の場合もその距離に応じて交通費は出ております。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 これは、これまで経験されてきた教員経験の長い教員の方であれば、例えば給与のほうも高いのかなと思っているのですけれども、今現在、教員のなり手が少ない、足りないと言われている中で、特にこの補充をする、そしてなりたいという若い先生方にとっては、給与がまだそれほど高くないという中で、負担というのが大きくなるのではないかなというふうに思っているのですけれども、この教員のなり手が少ないと言われているこの時期に、この徴収をされるということについてもお聞かせ願っていいですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。先ほど来申し上げているとおり、宜野湾市の公共施設においては平成27年4月から徴収してございます。今回、令和3年度校長会等での意見交換等においても、座間味委員おっしゃるような形であったりとか、やっぱりコロナ禍の中で徴収のほうは今ちょっとどうかというところの御意見もございました。ただ、先ほど申し上げたとおり、自治法の規定の中でやっぱり手続も進めていかないといけないところと、またあるいは環境整備も先ほど申し上げたように、公用車の配置であったり、タクシーチケットであったり、そういったところも捉えながら、併せて今整備を進めているところでございますので、この平成27年4月からは、例えば宜野湾市の公共施設においては当然、会計年度任用職員、あるいは市の正規職員もございしますが、両方同額、勤務時間に応じた形での徴収は行われているところです。学校においても勤務時間対応もしくはフルタイムであったりとか、週の勤務時間数が少ない方に関しては、2割減額とか4割減額とか、そういった配慮等もしながら手続の導入を今考えているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 他市では既に導入しているところもあるというふうにお聞きしているのですが、そちらの中でも問題点、課題点というのが多分出てきていると思うのですが、そちらについてもぜひ聞かせていただけると幸いです。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 座間味委員の御質疑にお答えいたします。導入自治体と、その課題事項とかないかどうかというところでの御質疑かと思いますが、今年、沖縄市さんのほう等でその意見交換等もしてございます。やはり同じ多分中頭の中部地域でもやっぱり徴収する自治体、徴収しない自治体等もございまして、そういったところの均衡化によって、均一感といいましょうか、そういったところが取られていないというところで、やはり徴収がある自治体に関しては、そういった意見等が会話に出てくるというふうにお話を聞いているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 それだけしか意見というか、課題、問題点というのは出てきていないのでしょうか。このタクシーチケットの使い方であったりとかというような形での問題点というのは、特にほかの地域では出ていないですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 全部の自治体をちょっと調査しているわけではございませんが、沖縄市さんも宜野湾市より規模の大きい自治体でございます。そういったところで、沖縄市さんのほうはシステム化をしてございまして、2か月に1回、納付書で使用料を徴収してございます。そうすると、その発行であったり、あと収納の確認であったり、そういったところの課題があるというふうにお聞きしてございます。

ただ、宜野湾市においては今議会でシステムの開発の委託費を今回計上しておりまして、先ほど申し上げているとおり、システムの開発をすることによって、口座の引き落としをして、教員の皆さんが銀行等で納めることがないような形で、事務の軽減にも努めているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 指導課長。

○指導課長 補足で、沖縄市さんの場合は、この振込手数料も教員が負担するということだったのですけれ

ども、宜野湾市の場合は、全部込みで3,000円とか500円とか、減額をした金額を徴収していただけるということで、ここら辺も他市と調整をしながら、先生方どんなふうにして理解していただけるかということで、対策をしながら進めております。

○座間味万佳 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 今、いろいろ話も聞いた中で、もう決まったことという話と、あとはその予算でもって環境整備もしっかりとされていくと、駐車場の整備が一番だと思えますけれども、先生たちもお金を払っているのだけれども、全然このスペースがないところでお金を取られているというようなことがないように、また先ほど話していた配慮の問題で、4月、5月あたりの家庭訪問時期には半額にしたりとか、あと2割、4割の削減に、減額にするといういろんな先生たちがやっぱり納得して、仕方ないというような気持ちになれるような皆さんの周知徹底と、そういう環境整備が一番大事だと思っていますので、ぜひそういうところに重きを置いて、令和5年4月からですか、スタートという話もありますので、ぜひそういうところに力を入れてほしいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 棚原委員の御質疑にお答えいたします。今回、お配りした使用料、手数料見直しに関する基本方針においては、12月議会に上程し、令和5年4月から徴収実施の方向で確認はされてございましたが、本来、令和5年の実施においては、6月を予定で進めているところでございます。と申し上げますのは、教職員の方が約800名いらっしゃいまして、どうしても教職員の方々も人事異動がございます。そういった方々に対して先ほど申し上げたシステムで口座引き落としの手続等もございますので、より丁寧に新しく来る教職員の皆様にもこの制度の説明等しながら、システムの口座引き落としの手続と事務の作業も結構出てきますので、実施のほうは令和5年6月を今予定しているところでございます。

○棚原明 委員 ありがとうございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 次長、そもそも論をちょっと聞いていいかな。この目的外使用に関して、先ほど皆さんの答弁では、校長が許可を与える。本来、目的外使用についてですけれども、この許可というのは、校長は何に基づいてこの権限があるのか、この許可ができるというのは、その根拠は何ですか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 山城委員の御質疑にお答えいたします。手続の法的根拠ということで、本会議で桃原功議員あるいは宮城政司議員から要求があつてお配りした資料から御説明いたします。

法的根拠につきましては、行政財産の目的外使用においては、地方自治法第238条の4第7項において、行政財産の本来の用途または目的を妨げない限度において使用することを認めており、地方自治法第225条において使用料を徴収することとされているとございますので、この法的根拠に基づいて目的外の使用を本来の管理者の校長のほうで認めていただいて、許可をし、使用料を徴収する形で進めていくところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 ということは、使用料の徴収が法的にこれは正当であるということから、この許可が出せるということでのいいの。それとも、学校教育法の37条の校長の裁量権というのか、その辺でやっているのか、

ちょっとこれはっきりしてもらいたい。要するに今の説明は、徴収することが法的にこれはできるということが前提で、学校の責任者である校長先生がその許可を下ろしたのか、これできるという前提だから、許可を下ろして、その駐車料金を徴収することができるかと我々は解釈していいのか、それとも目的外使用であるけれども、要するに公務につかさどる権限を持つてる校長が、この学校教育法37条に基づいて許可を出しているのか、我々どういう取り方したらいいのか、今の説明では。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 自治法におきまして、行政財産の目的外使用、行政財産に関しては公の施設も含まれているというふうに理解してございますので、先ほど申し上げたとおり、行政財産の本来の目的ではございませんが、目的外使用を妨げない限度において使用させることを認めておりまして、それを認めたものに対して使用料を徴収することができるかとされてございますので、根拠規定においては地方自治法の中で認められている行為だというふうに理解しています。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今、次長が限度の話もしましたけれども、では単純に、それ以外の他の事例というのはどうということが考えられますか、この目的外使用に係る。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 全てちょっと今持っていないものですから、例えば行政財産の庁舎のほうにレストランを設置したりとか、コンビニエンスストアを設置したりとか、そういったところもございましょうし、あとはそういったところでは今回の行政財産の使用、ここでは本来市民の利用とか手続とかを実施するものでありますから、そういったところから、目的を妨げない範囲の中でその対応があるところで許可を出すことは可能だというふうに理解してございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 この判断は何に基づいてやるのですか、今おっしゃっていることは、要するに限度も含めてね。ごめんなさい。分からないから聞いているのですが。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 行政財産使用に関しては、駐車場以外には、庁舎でいえば自販機などが分かりやすいのかなとは思っております。あとATMもありますので、そういったものが該当いたします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 これは誰かが判断するのではなくて、具体的にそういうことに対しての目的外使用は限度があるというのは、何かにうたわれているのか。要するに誰かがこれ判断する。これが何で限度を外れているというふうな判断は、どういう基準でやりますか。

○伊佐文貴 委員長 総務部次長。

○総務部次長 今の御質疑ですけれども、当然行政財産、例えば庁舎でいけば、庁舎の用途がありますので、その用途とか目的を妨げない範囲ということで今規則もつくっておりますので、そこに指定した場所、自販機であれば、ここであれば妨げませんということであれば許可を出して、その使用料を徴収しているということでございます。一応規則に定めてはおります。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 お願いします。説明資料の中にある教職員の人数から使用台数776台を見込んでいるとい

うことなのですけれども、棚原委員からあったように、通常の学校敷地の中で、きちんとした駐車場が確保されているのか、あるいは来年6月の徴集開始までに整備するというふうな御予定なのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。先ほど申し上げたとおり目的外使用、学校長の対応の中で、今現時点でもう止められてございますので、ただやはり駐車スペース、公共駐車場のように白線等引かれて、そのところに駐車するというところではなくて、あくまでもスペースの範囲の中で学校の機能、本来の目的を損なわない形であれば認めていくというところでございます。施設の状況、学校の状況に応じてやっぱり止められる台数というのは異なっている部分もございますので、そういった環境整備の面に関しましては、次年度以降、入ってくる歳入とそういったところも相談等をしながら、学校とかからの要望とかも恐らく出てくるかと思っておりますので、そういったところで調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その776台、それが仮に3,000円を徴収するということになると、月額230万円ぐらいの収入になるわけですけれども、会計処理はどこに入ってくるのか。歳入のところでどこに入ってくるのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。こちらのほうは使用料という形で、宜野湾市の一般会計のほうに歳入として入ってくる予定をしております。

○伊佐哲雄 委員 使用料。

○指導部次長 使用料でございます。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ありがとうございます。そもそもの話をするのですけれども、教職員の皆様方であれ、いろいろ勤務中、公務で家庭訪問だとか外に出る場合に、自家用車を使って行くわけです。そこで、仮に事故が起きた場合の対応、処理の仕方というのは、それ民間会社ですと、ちょっとこれはそういったものは当てはまらない、公務であるという、いろいろ仕事で自家用車を使うことは、業務契約車両とかそういうのは別として、一般の職員が契約をしていない車両を使って仕事をするというのは、これあり得ないはずなのですが、事故があった場合どう対応するのか、誰が責任を取るのかということがあると思うのですが、その辺はいかがですか。これまで事例があるのかどうか分からないけれども。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。これまで、やはり学校においては公用車の配置が十分でなかったことから、平成17年に、この市立小中学校の県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する基準というのを策定いたしまして、その使用届を出していただいて、現時点、多分事故のほうは把握してございませんので、事故があった際には、やはり自家用車であっても本来の公務を実施しているというところの確認をして、そこがもし仮に補償等が必要になれば、その規定に基づいて補償していく形になるかと思っております。

○伊佐文貴 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは、来年公用車1台利用するというようなことの予定でいるようではございますけれども、これはこれからも同じような形で、1台では足りないときが出てくると思うのです。その場合にも、今までと同

じように事前に届出をして許可をもらって、校外に出るといような、これからもそれは継続してやっていくといようなことによろしいのか。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊佐委員の御質疑にお答えいたします。自家用車の公務使用に関しましては、先ほど来公用車が1台しか入っていないこととか、タクシーチケットの使用も使っていただく形にはなるかと思いますが、どうしても4月、5月の特に家庭訪問時期など、そういったところは台数が多いかと思いますが、今の規定は継続して維持する予定でございます。

○屋良千枝美 副委員長 伊佐委員長。

○伊佐文貴 委員長 ちょっと確認をしたいのですけれども、今回の条例の一部を改正する条例、新旧対照表で見たら、改正後案のところに、県費負担教職等を含むとあるのですが、例えば今の現行でももう既に取れるというふうに、条例も改正するということの確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

○屋良千枝美 副委員長 総務部次長。

○総務部次長 提案説明の際にも申し上げておりますけれども、現条例でも徴収することは可能でございます。今回は、内容説明のときにも申し述べましたけれども、より明確化すべく、職員の後ろに括弧書きで県費負担教職員等を含むと追加してございます。その等についても、教職員、県費職員のほかに、市の本務職員であるとか会計年度任用職員とかPTA事務員も対象とするために明確化をさせていただいたといところでございます。以上です。

○屋良千枝美 副委員長 伊佐委員長。

○伊佐文貴 委員長 確認ありがとうございます。ということは、もう既に今の現行でも既にもう条例改正されているよといことの確認ができましたので、私からは以上です。

松田朝仁委員。

○松田朝仁 委員 確認なのですけれども、ちょっと座間味委員と重複になると思いますが、陳情がやはり出ておまして、先ほど、この駐車場料金徴収が原因で人事異動への影響について話がありましたけれども、その質疑の中でも、この新人といのか、採用された方のまだ給料が少ない中で、業務に熱心な教職員ほど出たり入ったりするといのが多いと思のです。なぜそれを言うかといと、そのSSWとか、ソーシャルワーカーと一緒に出て、ちょっと学校に適應のない子なんかを面倒見るために、しょっちゅう出たりしている、自家用車を使っている率が多いのです。一生懸命になればなるほど若い職員が多く見受けられますので、この家庭訪問だけの2分の1とかの減免ではなくて、減免ももちろんなのですけれども、そういった特例でこの若い職員とか、とても一生懸命やっている熱心な職員に対しても、今後、こういった減免措置とかタクシーチケット、バスチケット、そういったもので、宜野湾市に異動したくなかったけれども、こういった例もあるよといことを皆さん大きく発信して、どうかここに入りやすいような環境づくりを研究して、これを大々的にアピールしてほしいなと思います。

私が懸念しているのは、職員が少なくなると、子供たちに与える影響がとても大きくなるものですから、特に熱心な職員が来なくなると、学校に適應しないとい子供たち、元気な子供たちが大変心配なものですから、この辺を要望したいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 指導部次長。

○指導部次長 松田委員の御質疑にお答えいたします。懸念される事項は、教職員組合とか、あるいは陳情

とかで上がってきていますし、また我々が実施したリモートでの説明会の中においてもそういった意見・要望等は出てきてございます。先ほど来申し上げているように、そういった心配な方に関しては、公用車は1台しかございませんが、優先配置してそういった使用だったりとか等が整えられない場合は、タクシーチケットの使用であったりとかして、そういったところでこの仕組みを上手に説明しながら、そういった負荷がかからないような形で、既存環境整備で今実施している部分もございますので、そういったところの周知も行っていきたいというふうに考えています。

○伊佐文貴 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第79号については、質疑の段階で継続審査にしていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午前11時50分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午前11時51分)

○伊佐文貴 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時51分)

◆午後の会議◆

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

【議題】

議案第74号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○伊佐文貴 委員長 これより午後の会議を進めてまいります。

議案第74号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 歳入の5ページの4款国庫支出金、会計任用職員の未配置ということで、増減理由の中でも、歳入も歳出もほぼそれが理由だということなのですけども、これ地域支援事業の部分に係るものだと、これ、職員何人分の報酬ですか。何人分の予定だったのででしょうか。これはあれか、人勧の関係か、違うよね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑の歳入4款国庫支出金に係る、こちらは会計年度任用職員の人件費に充てているものでございまして、地域支援事業のほうで、介護予防・日常生活支援総合事業、中身について

は一般介護予防事業になりますが、会計年度任用職員担当者3名計画してございます。そのうち、詳細につきましては、1名は4月から任用をしてございます。もう一名が4月の2週目から採用できて任用してございます。あと3人目ですが、こちらはちょっと期間があいて、6月後半のほうから採用してございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 要は、細かいようですけれども、その勤めた月が、採用した時期によって当初予算の積算よりも少ないのだという、実際に採用した、人件費が出たという予算の分、減になっているのだというようなことですね。

実質、例えば3名の中で、必ずしも3名欠員だったという話ではない、先ほどの説明では、そういう感じですが、会計任用職員の役割というのですか、その部分、恐らくこれ執行残になれば、これは国庫支出金というか、また返すことになるわけですか。返還をしていく、使わなかったのであれば、というふうな理解でよろしいのですね。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 お答えいたします。こちらをちょっと分かりやすく御説明しますと、福祉保健の概要の7の14を御覧いただければと思います。こちらは地域支援事業、特別会計の歳出でいえば3款になります。地域支援事業です。こちらは上のほう、9行目頃に(1)と書いて、介護予防・日常生活支援総合事業とあって、款項目があるのですが、その下、財源のほうに国負担25%とか、県負担12.5%、市負担も一緒です。その他50%というのは保険料になります。一応そういう財源はそういう内訳ですよということで事業に充てていますので、余った場合は、その割合分を返還していくという形になります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 この会計任用職員のこれは募集をかけて採用すると思うのですけれども、やっぱりあれですか、人手不足になるのですか。なり手があまり見つからないというそういうことというのは、今に始まったことではないのかな。その辺の担当課として、これまで、去年はどうだったのか、おとしはどうだったのか、よくなってきているのか、悪いのか、その辺ちょっと、感触で結構です。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員の御質疑の人材不足というのは以前からあるということで、介護長寿課におきましては専門職がいろいろ保健師とか看護師とか栄養士とか、理学療法士とかリハビリの専門とか、いろいろありまして、この職種によってもなかなか募集しても応募がなかったりとか、そういったことが一応あるようです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 ここでいう会計年度任用職員というのは専門職ではないのでしょうか。普通の一般事務職でしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今、審議していただいている事業については、専門職の会計年度任用職員になります。

○岸本一徳 委員 そういったいただければ、一番分かりやすい。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 了解です。あと、6ページ5款支払基金交付金、支払基金のことで、5款のことでお伺いします。これも同じ理由だというふうに思うのですけれども、これに係るものというのは、さっき言った専

門職の地域支援事業で必要な人材を求めたけれども、なかなか探せなかったと、こっこの5款のほうはまた違うのですか。ここも専門職ですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほどと一緒にです。財源の違いです。保険料の50%の中に介護2号保険者の分が入っていますので、社会保険の方々の分が入っていますので、支払基金は社会保険の方々から保険料を徴収して、こちらのほうに事業費として交付するという仕組みになっていますので。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりやすい御説明ありがとうございました。

それで、この支払基金なのですけれども、1目の介護給付費交付金、それから2目の地域支援事業交付金ですか……

○健康推進部次長 県支出金ですか。

○岸本一徳 委員 これ県支出金なの、県支出金ですか、これは。

○健康推進部次長 支払基金は2目だけになっています。

○岸本一徳 委員 2目だけ、そうですね、2目だけですね。了解。2目は地域支援事業交付金、今回の補正予算なのですけれども、当初予算には1目というのもあるのですよね。当初予算と全く一緒にだから、ここに入っていないだけの話なので。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 岸本委員、今2目なのですけれども、2目のほうで地域支援事業の交付金で、いわゆる歳出で言ったら3款です。1目は介護給付費の交付金ということで、歳出の2款介護給付費に充てるところです。今回補正はないです。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 了解です。この地域支援事業交付金というのは、今言うように、執行残があれば、事業実績みたいな報告書を提出し、清算をしていくということだというふうに推測するのですけれども、交付する額というのが、当然、国とか、それからこの支払基金ばかりという、上限額があって交付をしていくのかなというふうに思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 第8期介護保険計画をお持ちであれば……

○岸本一徳 委員 これ持っていない。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 お持ちの方であれば、129ページをご覧いただきたいですけれども、地域支援事業も大きく分けますと、介護予防・日常生活支援総合事業というものと包括的支援事業（任意事業）というのに分かれるのですけれども、今回、上限というのがあります。介護予防・日常生活の総合支援事業の上限額の設定がされておりまして、包括的支援事業（任意事業）も上限額というのが設定されています。ちょっとまた計算の方法が若干異なりますので、上限の割合だとか額とかはちょっといろいろな差が出てくるのですけれども、青天井で幾らでも使ってという形ではなくて、上限額の中で事業を組み立てていただきたいという仕組みになっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 地域支援事業の保険給付費に対する割合みたいなのは、私は自分で計算して出してある

のですけれども、決算のときにも若干これは話したのかなと思うのですけれども、国の介護保険の法律自体が5年に1遍ぐらい変わっていきますので、それで改正をしている部分もあるのですけれども、地域支援事業そのものの予算の枠というか、宜野湾市はこれ以上予算措置していきませんよとかというのは、おのずとあるのだろうなというふうに思っているのですけれども、だからその上限額ぎりぎりに置くのか置かないのか、人件費とかというのはまた別物なのですから、教室とか、それからまた訓練とか様々介護予防事業のサービス事業そのものは、要は効果がなければ意味がないでしょうというのが、素人考えなのですけれども、費用対効果でやっぱりかけた分だけ結果が出ないと、地域支援事業としては成り立たないのではないのというふうな、よくPDCAサイクルでちゃんと計画を立てていくのだという皆さんの答弁の中にもそういうものがあるのですけれども、そういうことをしっかりやっていくために、この地域支援事業の様々なそういう役割、効果としての予算の組み方も出てくるのだろうなというふうに思うのですけれども、先ほどの人件費はもう、あともう残り何か月しかないからということということで、普通だったら3月議会まで待って、そこで補正をして、手続をしていくという、返還をしていくというふうなことではないのかなというふうに思ったのですけれども、そこは間違っていますか。何で今、この12月議会前に、そういうことを提案するのか。12月議会ではないと駄目というそういう理由があるのか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 必ず12月議会にこなさいとかということではありませんで、3月議会でも整理は当然やるのですが、今年度の計画の中で、確実にこの分はもう過ぎていて、使わないというのが確実に確定したのについては、12月で、今回ちょっと落としていこうということ、財政等とも調整しながらということで、今回計上させていただいております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 分かりました。理解できました。

あと、歳出の中で、11ページの1款3項2目の認定調査等費とありますけれども、これも会計年度任用職員の報酬だというふうになっているわけですから、これって額が小さいので、日割り計算分なのかなと思ったりするのですけれども、これ一月分なのですか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 歳出1款3項2目認定調査費等、こちらは人事院勧告で給与表の改定がございまして、その分、増額した分になります。

○岸本一徳 委員 報酬と書いているから、一月分にしてはちょっと少ないのではないかなと思ったものですから。

ちょっと関連をして、こっちの2目の認定調査等費とあるので、これ介護の認定をするためのここはあれですか、予算という捉え方でよろしいわけですか。

○伊佐文貴 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 御質疑にお答えいたします。介護の定調査員8名の方の人勧の増額分となっております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 あと、先ほどの地域支援事業に充てる財源内訳であったり、それから会計任用職員の人件費に係るものでそういうことになっているわけですから、ちょっとこの補正とすぐに直接結びつくこと

ではないと思いますけれども、たしか去年、令和3年度の地域支援事業交付金交付要綱が国が変わったのですか、変更があった、修正があった、改正があった。幾つかあったと思うのですけれども、その中身は何だったのか、少し御説明いただけますか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑ですが、地域支援事業の実施要綱に関しましては、毎年度、細かい修正が国のほうから出されているところです。令和4年度に向けては、令和4年3月に出しておりますが、中身としては大きな変更はないのですけれども、認知症患者のほう、認知症の方と御家族へ一体的に支援をできるように、そういった支える制度をつくっていただくというものが追加という形で載っているところです。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 すみませんけれども、その資料ってもらえるの。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 準備して提供していきたいと思います。

○岸本一徳 委員 よろしくお願ひします。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それと、ちょっと地域支援事業の中で、これは13ページの歳出の3款2項5目とか7目、もう全般的なことになるのですけれども、交付金をもらいました。何に使っていいのかとかという制限がこれもあるのかどうかという、例えば備品購入とか、それから介護予防のための器具を購入するとか、それから賃貸料、それから介護予防のための器具等レンタルまたはリースする場合とか、それから様々な介護予防事業のときに、送迎車を購入するとか、これもできると思うのですけれども、本市はどんなふうな状況、状態になっているのか、ちゃんとしたそういう車両の購入をして使用して活用しているのかという、地域支援事業の中でのこの交付金の使い方として幾つかあると思うのですけれども、細かく言えばこういうものの改正とかという部分が国から打ち出されてくるのかなと、上限額であったり、これは駄目ですよとかというふうなものであったり。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑ですけれども、先ほど答弁いたしました地域支援事業交付金の要綱のほうに、毎年別紙という形で、10ページぐらいというふうな量で、この交付金は、対象はどういうときというものが表となって国のほうから示されるところです。地域支援事業に関してはいっぱい事業があり、6本、7本あるのですけれども、それぞれの事業においてこういったリースのものはオーケーですよ、ここはリースは駄目ですよと、こういう明確に定められておりますので、それを確認しながら、対象外のものにならないような使い方、またこれが使えろという形で見ながら予算執行をしている状況です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 そういうのもちょっと説明を加えてもらって、先ほどの資料としていただければというふうに思います。

もう一つ、ちょっと先ほど歳入のところでも5款の支払基金にも触れましたけれども、支払基金交付金、介護保険制度の仕組みの中で、保険者は皆さん方なのですけれども、そのサービスをチェックしたり、支払いをしたりというふうな、先ほどの2号被保険者の部分をまとめて、宜野湾市に住んでいる方が何名いるか

ということで、あれですか、2号被保険者が自分の企業の中に何名いますよということで、その分、皆さんのほうに支払基金のほうから交付をしていくというそういう流れになっていくと思うのですが、もう一つ、皆さんとのやり取りで、国保連合会というのがありますよね。介護も国保もそうだと思うのですが、国保連合会の役割というか、この支払基金と社会保険診療支払基金ですか、その団体と、あと国保連合会の団体が保険者として市町村の皆さんとの関わり方というのですか、どういう役割があるのかというふうなことを、ネットで調べればすぐ出てくるのですが、そういう分かりやすい資料みたいなのをいただければというふうに思います。

歳入の5款のほうは、この第2号被保険者から市町村に出す、そういう介護の交付金を、そこから入ってくるわけですが、そういう分かりやすい仕組み、どのぐらい宜野湾市に入ってくる感じなのか、大まかでもいいですので、分かれば、2号被保険者の方々が果たしている役割というのが地域支援事業にも、それからまた様々な介護予防事業にもどのように生かされているのかということなのですが、少し、それがなければ財源として成り立たないのだというふうなことになると思うのですが、それでその資料も併せていただければというふうに思っているのですが、どうでしょうか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 御質疑にお答えします。先ほど福祉保健の概要7の14のほうでも財源の内訳のほうで説明さしあげましたが、財源のその他というところが保険料になっていまして、50%であるものについては、1号被保険者と2号被保険者両方が入っているのです50%になります。介護保険給付費の半分は保険料で見ますよ、残りの半分は公費で見ますよというもののうちの50%の保険料の中でも1号と2号があると、例えば福祉保健の概要7の18のほうでは、上のほう、(2)、包括的支援事業の財源のほうでは、こちらは逆にその他は23%となっていますので、これは1号被保険者の分はこちらに充てられますよとか、その辺のまた違い等はございます。

先日勉強会でちょっとポンチ絵みたいのがあったと思うのですが、介護保険の概要の中で、保険者と介護サービス事業者と加入者ということで、加入者の中には65歳以上の1号と40歳から64歳の2号とかということで、こういう仕組みがあるのですが、この2号についてがこの社会保険診療報酬支払基金という団体が取り扱っていて、企業から保険料を集めて介護保険に交付したり、あと健康保険についても企業からいただいた保険料を市町村国保のほうに、今、県に入る形になるのですが、支払い基金から県に交付したりとか、そういう役割をしているところがございます。

もう少しいい資料があるのかどうかちょっと確認して、あればまた提供していきたいと思います。

○岸本一徳 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 14ページの6款1項1目介護給付費準備基金積立金、一般介護予防事業費の減に伴う減額分の基金へ積み立てるものとあるのですが、もう少し分かりやすく説明していただけますか。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほどの福祉保健の概要7の14の地域支援事業と関連してくるのですが、この中で一般介護予防事業を今回取り組んでおりまして、先ほどの会計年度任用職員の件とかお話をさせていただいておりますが、財源内訳の中でその他50%、保険料を50%充てなさいというのがあって、充てているのですが、人件費等も含め今回減になりまして、そのほかの保険料を充てる事業に充てられればそこに充てるの

ですが、今回充てるところがなく、ほかにも減とか、今回減がほとんどですので、余剰分が53万5,000円、ほかに今不足のところがないと、充てるところがないので、この分余剰分になっておりますので、介護基金へ積み立てるといような内容になります。

○岸本一徳 委員 この53万5,000円、基金に積み立てて7億円になっているの。

○健康推進部次長 実際には、年度終わって、全部の事業が終了して、歳入歳出もう決まった後に、余剰が出た場合に、実際には積立ての手続はします、処理を。

○岸本一徳 委員 今回は異例なの、積み立てるのは。

○健康推進部次長 決算見てどうなるか、そのときに余剰があれば積み立てる。

○岸本一徳 委員 普通はそうですね。令和3年度の決算が確定をして、そこで補正で上がってきたのは、先回10月の議会でそれ審議したと思うのです、補正で。それ以外に出てきたというふうに捉えればいいのか、プラスアルファ。

○伊佐文貴 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今回ののは、令和4年度の事業に伴うものですので、今年度事業をやっていく中で、歳入歳出の動きの中で、今回たまたま事業が減額になっていきますので、充てていたものがもう余ったということで、形式上、これは積み立てますよと、実際に積み立て処理するのはもう年度全部確定した後に、実際に余剰分があれば積立金に積むという処理は最後にします。

○岸本一徳 委員 この53万5,000円も最終的には合算をしてという理解でよろしいですか。

○健康推進部次長 はい。

○岸本一徳 委員 分かりました。3月議会までが一応最終補正ですから、全体像はまだ見えないと、分かりました。以上です。

○健康推進部次長 ちょっと表現の仕方が難しいのですけれども、途中経過ではこうなっているということで御理解していただければ。

○岸本一徳 委員 これで全てではないですよという……

○健康推進部次長 最終的には、まだ終わっていないので、ただ議会に予算を計上するときに、収入と支出がそろっていないと駄目ですので、そういう形になります。

○伊佐文貴 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 進めてまいります。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第74号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後2時44分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

【議題】

議案第82号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、議案第82号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については提案趣旨説明を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。棚原明委員。

○棚原明 委員 この資料1なのですけれども、下の構成員ってあるのですけれども、今回、新規設置、統合されたときの構成員というのはどのような感じになるのでしょうか。商工会とか市老連、婦人連合会なども入ってくるのかなというところなのですが、もし分かればお願いします。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。ただいま案という形の状況ではございますが、この表のほうの左側の高齢者保健福祉対策策定委員会の構成員に近い形になるかと思えます。ですので、商工会の方であったり市老連の方、こういった方々もここに入れながら、検討を進めている段階でございます。

○伊佐文貴 委員長 棚原明委員。

○棚原明 委員 やはり2つを1つにするということですから、そういう方たちの意見もやっぱり酌み取らないことには、いい協議会にならないと思えますので、ぜひ入れていただいて、15人以内という枠内ではあるのですけれども、関係者もいるのですけれども、一般の市民の方、一般のそういう各種団体の方たちも入れ込むのもいいかと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。以上です。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 高齢者保健福祉対策策定委員会、介護保険計画見れば分かるのだけれども、このタイトルの一番最初がその委員会が策定をしていく計画内容、それから地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会というのは、包括支援センターはもともと市が直轄して運営していたものを、中学校区4つに分けて委託をしていくということで、もう10年ぐらいになりますか、委託をして、こうすると、もちろん高齢者に特化して議論をしていくという役割分担ではあるのだけれども、中身のいわゆる右側のこの包括支援センター、地域密着型サービスというのは、私の中では介護の、いわゆる質を高めていく。それからまた、地域の宜野湾市のニーズに合ったそういうサービスを市民に対して、高齢者に対して提供していくために、地域密着型の中学校区に1つずつ種類の置いているわけですけれども、そういうものを許認可というか、そういう認可も含めて、そこが審査をしていくことになるのか、そこの役割だけ少し確認をさせていただきたいと思えます。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。許認可というお話でしたけれども、指定という形にはなるのですけれども、市長により指定という形の制度で、こういった地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会のほうでは、承認認可というふうな御報告させていただくという形になってございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 統合することによって、いわゆる片や高齢者福祉計画の部分というのは、どっちかという
と必ずしもサービスとしてお金が発生する部分ではない部分がありますよね。シルバーパスポート事業とか
というのがここに当たるもので、こちらのほうが介護の本丸みたいな役割かなというふうに大まかに分ける
と考えられるのですけれども、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会がより専門職、今
までもそうだったように、これからもそういうことが求められてくると思うのです。片やこの高齢者保健福
祉対策策定委員会のほうは、やっぱり幅広い市民や、それからまた有識者の方々が集まってしっかりやって
いくという、本来は役割が違うような気がするのですけれども、報酬がまとめたら少なくなるのか、予算が
つくれるのかなという意味合いが、その効果を狙っているのかというよりも、一つにまとめたほうが、本当
第9期の計画するとき、ここの答申をする、諮問をして答申をするところを1か所に決まれば、それだけ
手続的には簡単であるということなのか、何が違うのかちょっと御説明いただければ。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。両会議体の構成員のほうを見てい
ただくと、ちょっと下線引いているところが同じ専門職の方々になるのです。別々の方に委嘱しているもの
ですから、なかなか同じこと、同じ内容の議論のものを、審議していただいたりというのもございまして、
そういった形よりかは、左側の高齢福祉対策のほうで、複数年で継続的に見ていただくほうが委員の方々も
しっかり勉強していただいて、経年ごとにそういった進捗があるのかどうかということも、運営状況等、
そういった状況も含めてやるほうがより効率的かなということで、県内の先進地とかはそういった形で進め
てきているものですから、その辺りも踏まえて、今回は統合という形で提案させていただきました。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 最後に確認します。例えば11市の中でも保険者ではない市もあると認識していますけれ
ども、保険者の立場から、こんなふうな形でやっているのが例えば沖縄市であったり浦添市だったり那覇市
は、こんなふうにありますよと、要するに計画なりというのは、保険者から、市長から諮問を受けて、
そこで答申をしているという、そういう役割を担っていますということなのか、ちょっと他市との比較とい
うのはどうなっていますか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 このような形をとっている保険者は、沖縄県内では浦添市がまずこういっ
た形でやっております。ですので、宜野湾市は2番目でこういった形で取り組んでいくという形になるので
すけれども、この辺りは保険者の考え方だったりということもございまして、我々としてはそのほう
が効率よくできるのかなということで、今回提案させていただいているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 浦添市が先進地であるという理解でいいのですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 先進地というのでも差し支えないかなとは思いますが、宜野湾市
と人口規模であったりとか、介護認定率、高齢化率等も近いということではありますので、お互いにちょ
っと意識し合いながらということもありますので、その辺はいろいろと情報交換しながら進んでいるとこ
ろでございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 特に市長からこういうことをしなさいという話ではない、皆さんから提案してなったのかなと思うのですけれども、松本市長はもともと介護、NPOか何かの代表者でしたので、市長自身がよく分かる市長だと私は認識をしているのですけれども、うちの市長から出てきた話ではないよねという確認だけです。同意しました。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 この案件は、もちろん市長のほうともお話をさせて、同意のオーケーをいただいて、提案させていただいております。

○岸本一徳 委員 以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の話にも関連しますが、今日は企画部が来ていますが、行政経営室の範囲なので、組織のスリム化も含めてね。これ過去の例えば行政診断とか、そういったもので指摘を受けて今回動いているのか、今、岸本委員が言ったように、誰の指示なのかという話で、過去の行政改革の指摘事項とか、その辺にも盛り込まれたのかどうか、ちょっと確認させてください。

○伊佐文貴 委員長 企画部次長。

○企画部次長 山城議員の御質疑にお答えいたします。附属機関、この設置については、実はちょっと遡って、平成26年度に議会のほうから実は通知が来ています。それは、議会改革の一環で、議員が市の附属機関等の委員に就任することについては、法令等に定める者以外はあまり就任しないようにということで、議会から正式に通知が来ております。これを受けまして、平成29年に、実は宜野湾市の附属機関等の設置及び運営に関する指針を策定しております。この中で、今までこれは附属機関として設置していいのかという議論も踏まえながら、附属機関ですと謝礼に関しては報償費で払うのですけれども、今は7節になっているかと思うのですけれども、報償費、会合というのもその当時はありまして、その1節と7節の整理も行わないといけないで、今、附属機関の高齢者保健福祉対策策定委員会、もう一つ、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会、これの今会合自体、毎年、行政経営室のほうでは、附属機関の見直し、本当に必要ですかということで、毎年10月、11月に各部署に投げています。法令で定めているものについては、引き続きなのですが、条例で定めている部分について、しっかり今、実際開催されているのか、機能しているのかということも踏まえて、先ほど山城議員がおっしゃったように、このスリム化でやるものについては、一緒に審議していこうということの一番の附属機関の意味合いがありますので、それも踏まえた形で、今回、介護長寿課から上がってきたものについて、この議案については、先ほど、志良堂介護長寿担当主幹のほうからもありましたけれども、この議案の案件については、市長・副市長調整において、それについて説明をいたしまして、本定例議会の提案となっております。以上です。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 丁寧な回答でよく分かりました。

ちょっとひねくれているのですけれども、今、この策定委員会と協議会を統合することによって、先ほど志良堂介護長寿担当主幹がいろいろ効率的とかいろいろなメリットも述べられましたけれども、ちょっと僕ひねくれているものですから、これ一つにまとめてデメリット的なものというのは、皆さん想定していない、何も、その辺はどのような考えですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 今回、デメリットということのお話なのですが、ここ数年新しくつくる介護保険運営協議会ですけれども、3年間委嘱をして、委員として活動されますけれども、今回メンバーが全部入れ替わります。第7期を策定したメンバーは全部入れ替わりますので、新しいメンバーに、新しく、また我々がそういった会議体ですよ、皆様をお願いするのはこういったことで説明していく、それで所掌事務はちょっと増える感じはあるかと思うのですが、先ほど申し上げました継続的にできるというところと、包括的に議論を進めていただけるというところなので、デメリットよりもむしろメリットのほうが大きいのかなというところで考えているところでございます。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今話をまとめると、2つの委員会と協議会があった場合に、別々の人ですから、いろんな発想、人数多ければ多いほどいいではないですか。それをまとめて、例えば期間、今3年ぐらいの期間だって言いましたけれども、例えば8期が終わって9期になる場合、それもまたその委員も含めて入れ替えをする意向があるのか。同じ人が長い期間やるというのは、僕はデメリットだと思っています、正直。だから、その辺も含めて皆さん考えられているのか。例えば今回3年やった後、その後また新しい、全入れ替えというわけではないですよ。少し新しい風を入れ替えて、そういう協議会の風通しもよくするのとかどうかも含めて、皆さんの考え方はどうなるのだとか、お願いします。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 ただいまの御質疑にお答えいたします。介護保険計画は3年ごとに策定という形になっておりますので、これまでも策定する3年間にはほぼメンバーのほうを入れ替えていただいています。新しいメンバーという形で替えて、中には2期やる方もいらっしゃるのですが、基本的には、真っさらの状態新規に次の方を推薦していただく等対応しながら、委員は選定させていただいております。

○伊佐文貴 委員長 山城康弘委員。

○山城康弘 委員 今の話聞いて少し安心しました。やっぱり人材の入替えというのは常に頭に入れながら、ましてまた固定するというのもまた少し、考え方が少し狭まってくる、同じメンバーでも、そういったことも念頭に置いているということであれば、安心しました。委員長、以上であります。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 介護保険計画3年ごとにつくりますけれども、その都度、介護保険料の改定もその計画の中で、これまでは左の高齢者保健福祉対策策定委員会、そこで答申をしていたのか、保険料の改定。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 さようございます。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 それを全般的に、もうこれからは地域包括支援センターから、先ほど審議した3款の地域支援事業の中身とかというのは全部ここで、いわゆる新たなものであるとか提案とか、そういう改廃も含めて、今度はそこで行っていく。もちろん、この策定委員の方々は、国の介護保険法の改正があったときにはちゃんと分かった上で参加をしているという認識でよろしいですか。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 構成員のほうをちょっとまた御覧いただきたいのですが、専門の方もいらっしゃる、地域の方々もいらっしゃると思いますので、必要に応じて我々も適切な資料を事前にお配りして、また当日会議のときにも説明をさしあげて、皆様の御理解をしっかりといただいた上で審議するという形を取っております。

○伊佐文貴 委員長 岸本一徳委員。

○岸本一徳 委員 保険者として、部長が大体トップですか。その協議会の会長みたいな形になるのか、それとも有識者の方々の中から会長になるのだというふうに。

○伊佐文貴 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿課介護長寿担当主幹 高齢者保健福祉対策策定委員会につきましては、健康推進部長が委員として入ってございますが、委員長としましては有識者のほうにお願いしているところでございます。

○山城康弘 委員 分かりました。以上です。

○伊佐文貴 委員長 進めてまいります。よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 審査中の議案第82号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時12分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時14分)

【議題】

議案第73号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第74号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第75号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第73号 令和4年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第74号 令和4年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第75号 令和4年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第79号 宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第79号 宜野湾市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 本件に対する討論を許します。

まず、反対討論を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この学校における駐車料金に関して、私はもう少し教職員であったりとかというところ、また学校の先生方のこれまでの生徒に対して使ってきた公的なものというのを考えたときに、すぐに徴収するという点に関しては、もう少し考えたほうがいいなというふうに思っております。よって、この議案に反対します。

○伊佐文貴 委員長 次に、賛成の討論を許します。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第79号を挙手により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成5：反対2)

○伊佐文貴 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第82号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第82号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第88号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

○伊佐文貴 委員長 次に、継続審査となっております議案第88号 宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。

まず、反対討論を許します。座間味万佳委員。

○座間味万佳 委員 この学校給食センターの設置条例に関してですが、施設の一部のために移管するということには理解するところはあるのですが、保護者への説明が足りないというところで、どうしても行政の部分でまだできること、保護者に対しての説明責任というところにおいて、私はこの条例に反対します。

○伊佐文貴 委員長 ほかにございませんか。屋良千枝美委員。

○屋良千枝美 委員 私もこの議案第88号の宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で議論させていただきたいと思います。

この大山小学校に併設しております大山学校給食センターの廃止に伴い、はごろも給食センターに一括して業務を委託していくという件ではありますが、やはり保護者の皆さんから出された給食センターの統合に関しては、反対の意見がかなり多いということと、本当に先ほどおっしゃったように、説明責任がしっかりされていないということの表れではないかと思います。

さらに、大山給食センターは歴史ある給食センターですので、大変廃止するのは惜しいという気持ちもあります。こういう伝統のある単独給食場はモデル校として残して存続していてもいいのではないかという思いであります。そういう意味合いからこの議案第88号の宜野湾市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について反対とさせていただきたいと思います。以上です。

○伊佐文貴 委員長 次に、賛成の討論を許します。

(「進行」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 討論も尽きたようでありますので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第88号を挙手により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成5：反対2)

○伊佐文貴 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○伊佐文貴 委員長 休憩いたします。(午後3時18分)

○伊佐文貴 委員長 再開いたします。(午後3時19分)

【議題】

請願第1号 沖縄県に早急なP F A S血中濃度検査等を求める請願

陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情

陳情第5号 母子生活支援施設設置について

陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情

○伊佐文貴 委員長 次に、請願第1号 沖縄県に早急なP F A S血中濃度検査等を求める請願、陳情第1号 学校における子供の健全な育成を求める陳情、陳情第5号 母子生活支援施設設置について、陳情第7号 令和5年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第8号 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情、以上5件を一括して議題といたします。

本5件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としていきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○伊佐文貴 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後3時20分)